

J A 三重南紀の現況

(平成29年度)



三重南紀農業協同組合

目 次

ごあいさつ.....	1
1. 経営理念.....	2
2. 経営方針.....	2
3. 経営管理体制.....	2
4. 自己改革への取組み.....	2
5. 農業振興活動.....	3
6. 沿革・歩み.....	4
7. 事業の概況（平成29年度）.....	6
8. 地域貢献情報.....	9
●全般的事項.....	9
●地域からの資金調達の状況.....	9
●地域への資金供給の状況.....	10
●地域密着型金融への取組み.....	11
●文化的・社会的貢献に関する事項.....	12
9. リスク管理の状況.....	17
●リスク管理の体制.....	17
●法令遵守体制.....	20
●反社会的勢力との取引排除.....	22
●金融ADR制度への対応.....	23
●内部監査体制.....	24
●金融商品の勧誘方針.....	24
●金融円滑化にかかる基本の方針.....	24
●個人情報保護の取扱い方針.....	26
●貸出運営についての考え方.....	28
10. 自己資本の状況.....	29
●自己資本比率の状況.....	29
●経営の健全性の確保と自己資本の充実.....	29

11. 主要な業務の内容	30
●事業の内容	30
●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）	32
12. 経営の組織	33
●組織機構図	33
●組合員数.....	34
●組合員組織の状況	34
●地区一覧.....	34
13. 役員構成	35
14. 事務所の名称及び所在地	35
15. 直近の2事業年度における財産の状況	36
●貸借対照表	36
●損益計算書	38
●キャッシュ・フロー計算書.....	40
●注記表等.....	42
●剰余金処分計算書	64
●部門別損益計算書（平成28年度）	65
●部門別損益計算書（平成29年度）	66
●財務諸表の正確性に係る確認	67
16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	68
●最近5年間の主要な経営指標.....	68
17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	69
●利益総括表	69
●資金運用収支の内訳.....	69
●受取・支払利息の増減額	70
●貯金に関する指標	70
●貸出金等に関する指標	71
●リスク管理債権残高.....	74
●金融再生法債権区分に基づく保全状況.....	74
●経営諸指標	75
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	75
●貸出金償却の額.....	76
●内国為替取扱実績	76
●有価証券に関する指標	76
●有価証券等の時価情報等	77

● 共済取扱実績.....	78
● 購買事業品目別取扱実績	80
● 販売事業（受託販売）品目別取扱実績.....	80
● 販売事業（買取販売）品目別取扱実績.....	80
18. 自己資本の充実の状況.....	81
● 自己資本の構成に関する事項	81
● 自己資本の充実度に関する事項.....	83
● 信用リスクに関する事項	85
● 信用リスク削減手法に関する事項.....	89
● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項.....	90
● 証券化エクスポージャーに関する事項.....	90
● 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項.....	91
● 金利リスクに関する事項	92
19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況	93
● 連結グループの概況.....	93
● 子会社の状況.....	93
20. 役員等の報酬体系	94
● 役員	94
● 職員等	94
● その他	94

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

ごあいさつ

皆様には、日頃からJ A三重南紀の各事業に対し積極的なご利用とご理解をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます

弊J Aの経営方針や事業概要などを皆様にわかりやすくお知らせするために本誌を作成いたしました。ご高覧戴ければ幸いに存じます。

国内経済は、製造業を中心に緩やかな回復が続いているところですが、国際情勢は先行き不透明な状況が続きまだまだ予断を許すことはできない状況です。またTPP11（環太平洋経済連携協定）、日欧・EPA（経済連携協定）交渉妥結による発効手続きの進捗状況など大きな懸念があるところです。

基幹作物であります柑橘販売につきましては、果実全般が気象状況の影響等で出荷が遅延する中、当産地は味1号、極早生、味3号、早生温州と順調な出荷ができ、中晩柑類につきましても市場評価も良く、安定した価格で販売することができました。生産量につきましては高齢化、担い手不足等で年々減少傾向にあり、みかん産地を堅持するために農家、部会、行政等と一丸となって柑橘振興に取り組んでいく所存であります。

また、本年4月から農繁期の労働不足の解消策として、無料職業紹介事業についても着手し高齢化、人口減少が進む中で、本事業も充実させていきたいと考えています。

J A自己改革におきましては、J Aグループの支援事業を活用し、高品質みかんの栽培、農機具リース事業、地産地消事業等に取り組み、生産資材の経費削減、農業所得向上に寄与したところです。

県南部地区3 J A（J A伊勢・J A鳥羽志摩・J A三重南紀）におきましては、平成27年2月より合併検討委員会を設立し合併問題について検討、協議を行なってきたところでございます。ゼロ金利政策による金融収益の減少、改正農協法への対応等、取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。経営基盤の強化や組合員への負託に因應するため本年4月に3 J Aによる合併推進協議会を設立し、合併に向けた具体的な協議に入ったところでございます。

高齢化が進む中、地域貢献の一環として金融移動店舗車の更新、移動購買車の導入による生活インフラの強化、J Aくらしの活動等の活性化・高齢者見守り活動への参画等、「元気な地域」づくりに取り組んでまいります。

厳しい環境の中ではございますが、地域に根ざしたJ A、地域から必要とされるJ Aを目指し取り組んでまいりますので、本年もJ A各事業に対しまして更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

三重南紀農業協同組合

経営管理委員会会長 山本 範光

代表理事理事長 筒井 道夫

1. 経営理念

「協同の力により 農業を振興し 快適な地域の創造をする」を理念にかかげ、JAらしいJAを目指し地域に貢献する。

2. 経営方針

1. 地域に根ざした存在感のあるJAを目指す
1. 地産地消を始めとした農業振興を推し進める
1. 高品質みかんを生産し、柑橘産地としての地位を確立する
1. 財務基盤の強化及び組織基盤の強化・拡充を図る

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 自己改革への取組み

1. 農業所得向上と生産量の増大
新農業資金の創設、マルチ被覆面積拡大、反収向上のための営農指導の強化
1. 生産コストの低減
「高品質みかん」生産のための生産資材等の助成、農機具リースへの助成、供給単価・奨励金の見直し
1. 農産物直売所の取扱高拡大
種苗の助成、新品種栽培講習実施による地場産野菜の拡充
1. くらしの活動の強化
女性大学の開校、食育教育活動の展開

5. 農業振興活動

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

(生産履歴システムを活用した取り組み・ポジティブリスト制度への対応、地場産米の学校給食への提供)

◇生産数量の維持・拡大及び秀品率の向上(柑橘類)及びみかん輸出事業の取り組み強化

(高品質安定生産のための取り組み、栽培管理技術の向上)

◇高品質果実のブランド化の推進、高付加価値みかんの販売強化

(「みえの一番星」、「あまえんぼう」の販売)

◇選果データを活用した個別巡回指導の実施

◇関係機関と連携した生産コスト削減に向けた取り組み

◇担い手・新規就農者への支援

(行政、関係機関と連携して設立した「三重南紀元気なみかんの里創生プロジェクト協議会」を核とした取り組み及び青年部会設立による若手農家の育成)

◇地域社会への農業が担う多目的機能の紹介や理解を深める活動

(女性部活動の強化、農業体験学習、食育等への取り組みによる情報を発信)

◇地産地消を目的としたファーマーズマーケットの強化

(地産地消を目的とした農産物直売施設「ほほえみかん」において定期的にイベントを企画など)

◇農業関連融資の取り組み

(農業振興計画に基づいた農業資金の提供、当JA独自の農業資金の新設)

◇子会社「オレンジアグリ」との連携

(作業の省力化・効率化のためのモデル園地の整備、遊休農地の解消と農業生産の拡大)

6. 沿革・歩み

年 月	内 容
平成9年 8月	J A熊野市、J A三重御浜、J A紀宝町、J A紀和町、J A鶴殿村の5 J Aが合併し、J A三重南紀となる 初代組合長に向井 清晴氏が就任する 本店を旧J A熊野市本店、営農センターを旧J A三重御浜本店、生活センターを旧J A紀宝町本店にそれぞれ設置する 地域特産米（燦燦米）の取扱い開始
平成10年 4月 6月 8月	相野谷給油所新築移転する 統一選果場建設委員会が設置され、具体的な協議を開始 生活センターが営農センターに移転、統合され、営農生活センターとなる 地域特産米（風伝米）の取扱い開始
平成11年 2月 3月 9月 10月	福祉事業（介護ベッドのレンタル等）開始 熊野水稻育苗センターが新築移転する 統一選果場が完成する 本店機能が一元化される（本店の旧営農生活センターへの移転）
平成12年 5月 8月 9月 11月 12月	郵貯ATM提携稼働 統一柑橘選果場 糖酸度計増設工事竣工 阪本取扱所閉鎖 自動車共済土曜日事故受付サービス開始（本店） 赤木出張所閉鎖 ファイル合併 大泊、磯崎、桐原出張所委託開始。小森・上川出張所閉鎖
平成13年 1月 4月 6月 8月	高岡、浅里、平尾井、阪松原出張所閉鎖 久生屋、成川出張所閉鎖 大又、小又、佐渡、神山、桃崎出張所委託開始 二代目組合長に上地 英志氏が就任する Aコープ鶴殿店が改装オープンする
平成14年 2月 10月 11月	ファイル合併 信用移動店舗車稼働 御浜経済センターオープン 熊野経済センターオープン
平成15年 2月 4月 5月 9月 12月	新五郷店起工式 新五郷店（ほたるの郷）オープン J A S T E M（新信用事業システム）へ移行 神内店閉鎖 新Aコープ鶴殿店オープン
平成16年 3月 6月 8月 9月	金山店閉鎖 経営管理委員会制度導入 初代経営管理委員会会長に植地 増也氏が就任する 初代理事長に西 隆男氏が就任する メモリアルホール南紀オープン 井戸、井田、御船店舗閉鎖 新鹿ATM、井戸ATM、井田ATM稼働
平成17年 4月 9月	自賠責取次店から自賠責代理店へ変更 井田ATMを紀宝町ウミガメ公園に移設

平成18年	3月 4月 5月 11月	リースハウス事業開始（第1年度） 管理経済システム導入による新会計システム開始 統一選果場建設委員会が設置され、具体的な協議を開始 熊野斎場建設委員会が設置され、具体的な協議を開始
平成19年	4月 6月 8月 9月	リースハウス事業開始（第2年度） 二代目理事長に山本 範光氏が就任する 熊野斎場・選果施設竣工式 メモリアルホール南紀熊野斎場オープン
平成20年	3月 8月	リースハウス事業開始（第3年度） フィールドサーバ設置
平成21年	1月	熊野支店 ATM 移設
平成22年	1月 7月 12月	三重ブランドに「カラ さくら」が認定される 荒坂店委託 飛鳥店（信用店舗）閉鎖
平成23年	1月 2月 3月 4月 6月 9月 11月 12月	新システム稼働（御浜支店を本店の1階に移設する） 阿田和給油所老朽化により閉鎖 新鹿店、志原店閉鎖 育生店、神川店、紀和店、西山店委託 尾呂志店委託 台風12号により相野谷店、相野谷給油所、ライスセンター、 紀宝育苗センターが冠水し営業不能となる。 うどの店委託 相野谷店営業再開 相野谷給油所リニューアルオープン タイ王国みかん販売
平成24年	2月 3月 7月 8月 10月 12月	オークワ神志山 ATM 廃止 紀宝育苗センター営業再開 葬祭センター移転（旧志原店） 市木店 ATM 稼働 ライスセンター竣工 A コープ熊野店閉店 農産物直売施設「ほほえみかん」オープン タイ王国みかん販売 タイ王室みかん献上
平成25年	12月	タイ王国みかん販売
平成26年	3月 3月 11月 12月	せとか・デコポン タイ王国へ試験輸出 統一選果場建設委員会が設置され、再整備について協議を開始 タイ王国みかん販売 タイ王国みかん販売
平成27年	2月 9月 10月	せとか・デコポン タイ王国へ輸出 統一柑橘選果場プラント竣工式 株式会社オレンジアグリ設立
平成28年	3月 4月 6月	阿田和仲之町 ATM 営業終了 御浜支店駐車場（本店）ATM稼働 三代目理事長に筒井 道夫氏が就任する
平成29年	4月 9月 10月	信用移動店舗車更新（いぶきII号） 飛鳥店 閉鎖 移動スーパー「ほほえみ号」導入

7. 事業の概況（平成29年度）

〔活動・実績〕

◇指導事業

柑橘類については、自己改革計画・三重南紀果樹産地構造改革計画を基に、生産数量の維持・拡大を目的とした、堆肥等の施用や腐敗・格外果の発生抑制に取り組みました。又、秀品率の向上のため、マルチ栽培及び防風ネットの設置を推進し、農家所得の増大に向け栽培管理技術の向上に努めました。

水稻については、等級比率の向上を目指し、栽培管理作業講習会の実施や育苗センターによる健苗の供給、無人ヘリ等による防除の実施、共同乾燥施設による乾燥調製のコスト、労力軽減に努めました。又、経営の安定化に向け、関係機関と連携し新規需要米（飼料用米等）への取り組みを致しました。

◇販売事業

柑橘販売においては、マーケットインを捉えた高品質果実の安定生産を実践すると共に、売場を競合する果物全体の流通状況を的確にとらえる事により、時期や量をコントロールしながら腐敗抑制防除の徹底による品質管理を高め相場の安定に努めました。

また、農家所得向上を目的とした『生産努力を結果に結び付ける』特殊栽培への取り組みである『あまえんぼう』や輸出事業ではタイ王国を中心に輸出量拡大に取り組みました。

平成29年産の柑橘生産においては表年に当たりますが、気象条件や改植等の要因により生産量が減少し取扱量で6,607t（昨年対比94.4%、計画対比82.6%）となり販売金額では17億9,837万円（昨年対比99.9%、計画対比87.2%）と数量減の単価高ではあったものの、昨年を下回る結果となりました

◇購買事業

タイバックマルチ資材等の推進に温州部会、営農振興部と一体となり取り組み、市町・各連合会の助成金等を最大限活用した中で農家の生産コストの低減に努めました。

10月より飛鳥地区において生活ライフラインを確保すべく、移動スーパー「ほほえみ号」を運行し地域住民の要望に応えるべく生鮮食品や日用雑貨の販売を行いました。

合併20周年記念企画としJA祭を「ほほえみかん」にて実施し、農機展示会・人形供養祭・その他各種イベントを行い地域住民との交流を深めました。又、収益の一部を1市2町の社会福祉協議会に寄付しました。

福祉事業では、引き続き利用者との交流の場（訪問回数）を増やし、利用者の状況把握を行い、ケアマネージャー等とともに負託にお応えできるよう努めました。

生活指導事業では、女性大学『美人（べっぴん）倶楽部』を開校し、様々な活動を実施し、交流を通じて、JAへの理解を深めました。

食育活動では、管内の小学校を中心としたさつま芋栽培の資材の提供、栽培講習会（出前授業）を開催し、『農』への理解を深める活動を営農振興部と連携し、実施しました。

葬祭事業では、管内の死亡者数14名増加（638人）しましたが、施行件数は、12件減少（266件）となりました。斎場葬も6件（171件）減少する結果となりました。

◇信用事業

重点的な取組みとしては個人貯金の増強並びに年金受給口座の獲得に向けた取組みを行いました。個人貯金増強に向けての取組みは県内農畜産物付の定期貯金である「結いの恵み」や金利上乘せ商品であるサマー・ウィンターキャンペーンに重点をおき獲得に努めました。また、新たな取組みとして、当JA子会社オレンジグリ生産のトウモロコシを粗品とした「スイート定期貯金」の取扱いを行ない1億5千万円の獲得をしました。

年金受給口座の獲得では年金振込キャンペーンを始め、友達紹介制度、特別推進期間の設定、年金感謝デー等を行い、42口座の純増となりました。また、年金友の会の総会である伊勢志摩ロイヤルホテルへの日帰り旅行は418名と大勢の方の参加となりました。

融資部門におきましては当組合独自の農業資金「新農業資金」が好評で申し込みが増加いたしました。

JAカード（クレジットカード）については、毎日「ほほえみかん」利用額5%引きと「JA-SS」給油2円引き（1ℓ当たり）サービスのご案内の結果94件の純増となりました。

◇共済事業

平成29年度の共済事業は、7月までに一斉推進が目標を早期達成し、LA（共済専任外務員）も2月に全員が目標を達成した結果、組合目標4,180,000PTを達成する事ができました。

LA（共済専任外務員）スマサポ（共済窓口担当者）が中心になり、共済端末機Lablet'sを使用して契約説明（ペーパーレス）と締結に取組んだ結果、引受日数の短縮、事務経費の節減に繋がりました。

毎年恒例となっている社会貢献活動は、熊野市老人クラブ連合会の方々に、手品と落語を取り入れた交通安全教室を開催いたしました。

<長期共済と推進総合>

こども共済をはじめとする生命系新規契約の獲得と、建物更生共済の仕組改訂に伴う保障提案を軸に取組みました。その結果、組合目標の早期達成と、最終4,365

, 565 P T、達成率 104.4%の実績に繋がりました。

<短期共済>

本年度も昨年同様、スマサポ（共済窓口担当者）に対して、C S T（カウンターセールス・トレーニング）を実施し、カウンターセールスの質の向上に努めました。結果として、目標額を 47,100 P T 上回る 1,895,100 P T の実績でした。自賠責共済は、計画 3,400 件のところ 3,875 件（113.9%）と上回ったものの昨年対比（昨年実績 3,914 件）99%となりました。

共済付加収入は、計画の 311,000 千円を上回る 327,627 千円で、計画対比 105.3% 昨年対比 101.5%と 4,953,602 円上回りました。

◇経営管理

平成 29 年度の当期剰余金は計画 36,431 千円に対し、7,245 千円（差 43,676 千円）の赤字でした。減損損失（特別損失）を 81,667 千円計上したことが、主たる原因です。経常利益は、75,587 千円で計画 57,431 千円を上回っています。

飛鳥店（購買店舗）は 9 月末に閉鎖し、移動購買車を導入して、10 月より飛鳥地区にて営業を開始しています。相野谷店（信用・購買店舗）は 10 月より効率化店舗と位置付けて運営するなど、経営の効率化を図りました。

また、安定した財務基盤と経営収支を有する J A の構築などを目的に 3 J A（J A 伊勢、J A 鳥羽志摩、J A 三重南紀）の合併について、協議を進めています。

8. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、熊野市、御浜町、紀宝町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	8, 814人	出資金	777, 921千円
------	---------	-----	------------

●地域からの資金調達状況

(1) 貯金・定期積金残高 49, 133百万円

(2) 貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金	出し入れ自由	1円以上	JAと当座貯金勘定取引契約を結んだ取引先が、JAを支払い場所とする小切手・約束手形を振り出し、又は、為替手形を引受け、その支払事務をJAに委任する為に開設される貯金勘定です。
普通貯金	出し入れ自由	1円以上	貯金通帳及び所定の入金申込書、払戻請求書により受入・払戻する要求払い貯金です。
総合口座	出し入れ自由	1円以上	普通貯金・定期貯金及び定期性担保とする当座貸越の機能を合わせた口座です。普通貯金の残高を超える支払時に、設定された担保に応じた当座貸越により、不足分が普通貯金へ自動的に融資され、普通貯金の支払を成立させます。又、貸越中に普通貯金へ入金された金額は、自動的に返済資金となります。

種類	期間	預入額	商品の概要等
定期貯金 スーパー定期 大口定期 期日指定定期 変動金利定期 据置定期	1ヶ月～5年 1ヶ月～5年 1ヶ月～3年 1年～3年 6ヶ月～5年	1,000円以上 1,000万円以上 1,000円～ 300万円未満 1,000円以上 1,000円～ 1,000万円未満	あらかじめ満期日（支払期日）を定めて預入れ、貯金者は原則として満期日まで払戻の請求ができない期限付貯金です。 尚、定期貯金は預入れの都度1口ごとに独立して貯金債権が成立します。
積立式定期貯金		1円以上	預入期間、及び取扱対象者に応じ、期日指定定期、スーパー定期及び大口定期を組み合わせ、一冊の通帳にまとめて取扱いができる商品です。 尚、貯金契約は預入明細単位ではなく、口座単位に包括的に成立します。
財形貯金 (勤労者財産形成貯蓄)	5年以上	1円以上	勤労者が財形法に基づく契約によって、預入される貯金で、貯蓄制度における勤労者財産形成貯蓄契約は勤労者（貯金者）と金融機関との間で行われます。
定期積金	6ヶ月～60ヶ月	1,000円以上	一定金額を毎月一定日の日に、一定期間掛け込む事を条件に一定の契約金額を貯金者に支払う契約です。

●地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高

(単位：百万円)

正組合員	2,044	
准組合員	2,828	
員外	地方公共団体	1,734
	地方公社等	—
	金融機関	672
	その他員外	114
	計	2,520
合計	7,393	

(2) 制度融資取扱い状況

(単位：百万円)

資金名	残高	制度の概要等
中核農業者育成資金個人	1 3	中核農業者支援
近代化資金 個人	2 0	農業・運転・施設・農機具取得
近代化資金 県単特定	3	緊急復旧資金
農業基盤整備	3 2	農業施設及び耕地整理等
スーパーL	1 4 3	農地取得（認定農家）
スーパーS	2 1 8	運転資金（認定農家）
畜産経営維持緊急支援資金	2 3 0	畜産経営維持資金
その他	2 4	農業別・政府対策資金

(3) 融資商品

資金名	対象者	資金使途	商品の概要等
新農業資金	農業者	農業設備、運転	農業経営に関する必要な資金
農業近代化資金	農業者	農業設備等	農業者の設備、農機取得
農業経営資金	農業者	農業設備、農機、運転	農業経営に必要な資金
営農ローン(当貸)	農業者	運転資金	農業運転資金
フリーローン	組合員	負債整理以外	生活に必要とする資金
マイカーローン	組合員	自動車購入	マイカー購入、車検等
住宅ローン	組合員	マイホーム建設等	変動金利型、固定金利型
教育ローン	組合員	教育資金	高校～大学等学費資金

●地域密着型金融への取組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を十分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化委員会において協議を行っています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行なえるような態勢整備をしています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4) ライフサイクルに応じた担い手支援

担い手の経営のライフサイクル（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金を提供しています。担い手の農業経営の負担軽減を目的とした利子助成を実施しています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。

なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

三重県下JAバンクでは、「JAバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。子供たちに食と農業の関わり等への理解を深めてもらうことを目的としているもので、県内小学校高学年への教材本の寄贈や、農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

●文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

<地方公共団体への協力>

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市町村の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

各市町の指定金融機関として、税金等の公金事務の窓口を担当し、多くの皆様にご利用頂いています。

<地域への奉仕活動>

4月14日（金）愛知県日進市の児童福祉施設「中日青葉学園」をJAと全農みえの関係者4人が訪問し、JA管内特産の「カラマンダリン」5キロ入り10ケース、「セミノール」10キロ入り10ケース、「サンフルーツ」10キロ入り20ケースを贈呈しました。学園長から「今年も届けてくださると聞いて、子供達も楽しみにしていました。さっそく、おやつの時間に皆でいただきます。」と感謝の言葉を頂きました。今回で14回目の訪問になります。

4月14日（金）生産者と消費者が直にふれあう場として、農産物直売所「ほほえみかん」入口付近のイベントブースに「ほほえみかん横丁」を開店し、地産部会会員による試食会や即売会を行いました。月2回程度の開催で様々なイベントを計画し、生産者と消費

者が会話をしながら買い物を楽しめる店舗づくりを目指しています。

4月28日（金）熊野市五郷町の活性化に取り組んでいる「ふる郷創生実行委員会」が行った田植えに、五郷小学校の生徒、先生、婦人会の方々約50名が参加。JA 三重南紀営農指導員も参加し、苗の植え方を説明しました。

6月1日（木）には、営農指導員がイネとヒエの見分け方を説明し、子供たちが除草作業を行いました。

9月5日（火）には、五郷小中学校19名の生徒が参加し、JA営農指導員から鎌の使い方等を学び、たわわに実ったコシヒカリの稲刈りを行いました。

5月21日（日）日本の棚田百選にも選ばれている熊野市紀和町の丸山千枚田で各方面から訪れたオーナー83組（443人）が参加し「平成29年度丸山千枚田田植の集い」が開催されました。JAからは筒井理事長と山本営農振興部長が参加し、約20㎡の水田で田植えを行いました。

9月25日（月）から今年も第2集荷場、第3集荷場でJA職員による荷卸し作業のサポートを行いました。温州みかんの採果で一番忙しい時期に合わせて毎年行っています。生産者の方からは「いつも助かる、ありがとう」と大変喜ばれています。

9月26日（火）熊野市老人クラブ連合会と熊野市社会福祉協議会主催の「熊野市老人福祉大会」が開催されました。式典後の第2部芸能大会では、JAとJA共済連が協賛した、熊野警察署交通課長らによる交通安全講話などを披露して頂きました。また落語で楽しく交通安全に対する意識を高めて頂こうと、林家久蔵師匠による「交通安全落語」も披露して頂きました。

10月2日（月）移動スーパー「ほほえみ号」を導入しました。生活用品や生鮮食品、約200品目の商品を積み、当日積んでいない商品は予約を受け次回お届けするなど、快適に買い物ができる体制を整え、地域の方々が気軽に立ち寄って頂けるスーパーを目指し、ライフラインの支援や地域の方々とのふれあいを大切にして取り組んでいます。

<年金相談会の開催>

3ヶ月に一度社会保険労務士を招き、年金相談会を無料で行っています。今年度は6月8日（木）に熊野支店で開催し2組の相談がありました。9月14日（木）に御浜支店で開催を予定していましたが、相談者が無く中止になりました。12月14日（木）に紀宝支店で開催し5組の相談がありました。平成30年2月11日（日）に本店で開催を予定していましたが相談者が無く中止になりました。

<各種イベントへの参加>

三重南紀のイメージガールは、県内各市町の消費イベントに参加し、三重南紀みかんのPR活動をしています。

4月5日（水）JA三重南紀本店で行われた、「新型の金融移動店舗いぶきⅡ号」の披露式典に参加しました。

4月8日（土）には、マックスバリュー名古屋西店、9日（日）にはマックスバリュー津北店で消費宣伝を行いました。

9月16日（土）に三重県 渡邊副知事、JA三重南紀筒井理事長とJA関係者らが、名古屋市中央卸売市場で極早生温州みかん「みえの一番星」のトップセールスを行いました。イメージガールは、仲介業者や市場関係者らに試食を提供し、食味の良さや品質の良さをPRしました。

9月27日（水）に中日新聞社名古屋本店に表敬訪問し、極早生販売前のPRを行いました。

10月7日（土）・8日（日）には、ハーベス桔梗が丘店での三重南紀みかん祭り、11月5日（日）には、JA三重南紀が協賛した御浜町みかん祭りでみかんPR活動を行いました。

11月23日（木）には、イオンモール鈴鹿店のリニューアルオープンイベントに参加し早生みかんの消費宣伝会を行いました。

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

年金友の会の行事として年2回のグラウンドゴルフ大会と年1回の年金友の会の総会を開催しています。平成29年度第19回年金友の会総会は、11月14日（火）志摩市「伊勢志摩ロイヤルホテル」において、熊野市、御浜町、紀宝町併せて418名に参加して頂き開催しました。

11月2日（木）紀宝町大里「深田運動場」において熊野市、御浜町、紀宝町の会員186名に参加して頂き、第26回グラウンドゴルフ大会を開催しました。平成30年3月14日（水）熊野市有馬町「熊野市総合グラウンド」において、熊野市、御浜町、紀宝町の会員193名に参加して頂き第27回グラウンドゴルフ大会を開催しました。

子供の農業や自然環境、金融経済に対する理解を促進し、食への関心と大切さ、いのちと健康の尊さなどを学んで頂けるよう、JA三重南紀管内の小中学校を対象とした食育支援活動を行っています。

JA管内の希望する小学校18校と子育て支援センターに肥料・資材・サツマイモの苗合計2,650本配布しました。

5月29日（月）に井戸小学校1～3年生、30日（火）に御浜小学校1～3年生、31日（水）に金山小学校1～3年生、新鹿小学校全児童、6月6日（火）に入鹿小学校全

児童、9日（金）に鶴殿小学校1～2年生、27日（火）に五郷小学校全児童を対象に経済課職員、JA営農指導員らによる「さつまいも苗の植え方」出前授業を行い、大変喜ばれました。

11月2日（木）には、鶴殿小学校1・2年生、11月16日（木）には、五郷小学校全児童が6月に苗を植えた「さつまいもの」収穫を行いました。

7月22日（土）に紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」において、料理研究家の秦佐知子先生を講師に迎え、地元特産品を使った料理をテーマに夏休み特別企画「親子料理教室」を開催しました。4家族9名の親子が参加してくれました。

6月22日（木）本店「団地センター」において、平成29年度「JAときめき女性倶楽部」の開校式を行いました。今年度の受講生は18名。開校式の後 Mio Yoga インストラクターの山田 美於さんを講師に迎え第1回講座「楽しく健康に！」をテーマにしたヨガ教室を開催しました。

7月13日（木）には、本店営農相談室において午前の部11名、午後の部18名が参加し第2回講座「やさしいハンドメイド教室」を開催、牛乳パックの再生紙を利用したエコクラフトでペン立てを作りました。

11月16日（木）本店営農相談室において、新宮市のナリス化粧品ビューティーアドバイザー福住 史子さんを講師に迎え、6名が参加し第3回講座「女子力アップ美容講座」を開催しました。

12月26日（火）紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」において、家の光専任講師の秦 佐知子先生を講師に迎え午前の部22名、午後の部32名に参加して頂き第4回講座「変わりおせち料理教室」を開催しました。

平成30年2月23日（金）紀宝町生涯学習センター「まなびの郷」において、家の光専任講師の秦 佐知子先生を講師に迎え午前の部、午後の部で40名が参加し第5回講座「ひなまつりケーキ作り教室」を開催しました。

3月14日（水）本店団地センターにおいて、熊野市の南 佳壽さんを講師に迎え美人倶楽部と女性部の39名が参加し最終講座「寄せ植え教室～春を訪ねて～」をテーマにしたガーデニング教室を開催し、春らしい「マーガレット」「ブルーデージー」など5種類の花の寄せ植えを作りました。最終講座の後、美人倶楽部の終了式を行い、修了証書授与され皆さん笑顔で卒業する事ができました。

12月7日（木）から1泊2日で、伊勢志摩方面（伊勢神宮参拝や鳥羽マルシェ）の視察と「JAみえ女性部家の光愛読者のつどい」への参加ツアーを企画し、女性部員14名に参加して頂きました。

(3) 情報提供活動

＜「すまいるだより」「営農ニュース」などの情報誌の定期発行＞

当組合では、平成9年8月以来、当組合の活動のみならず、地元の行事・活動を紹介した「すまいるだより」を発行しており、身近な広報誌として地域の皆様にご好評を頂いています。また、農家向けに毎月の作業ポイントをお知らせする「営農ニュース」も発行しており営農指導と併せて地域農業の資質向上に役立てています。

＜ホームページの開設＞

当組合では、平成20年9月以来、ホームページを開設し、当組合の現況、最新ニュース、柑橘情報等を掲載しています。

平成29年3月にリニューアルし、より見やすいホームページになっています

ホームページの URL は、<http://www/ja-mienanki.jp> です。

9. リスク管理の状況

●リスク管理の体制

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

1 基本的な考え方

(1) リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2) リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3) リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4) リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2 環境変化への対応

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。
- (2) リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3 方針の検証と見直し

- (1) 経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。
- (2) 前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1) 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2) 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことであります。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことであります。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続きにかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5) 事務リスク管理

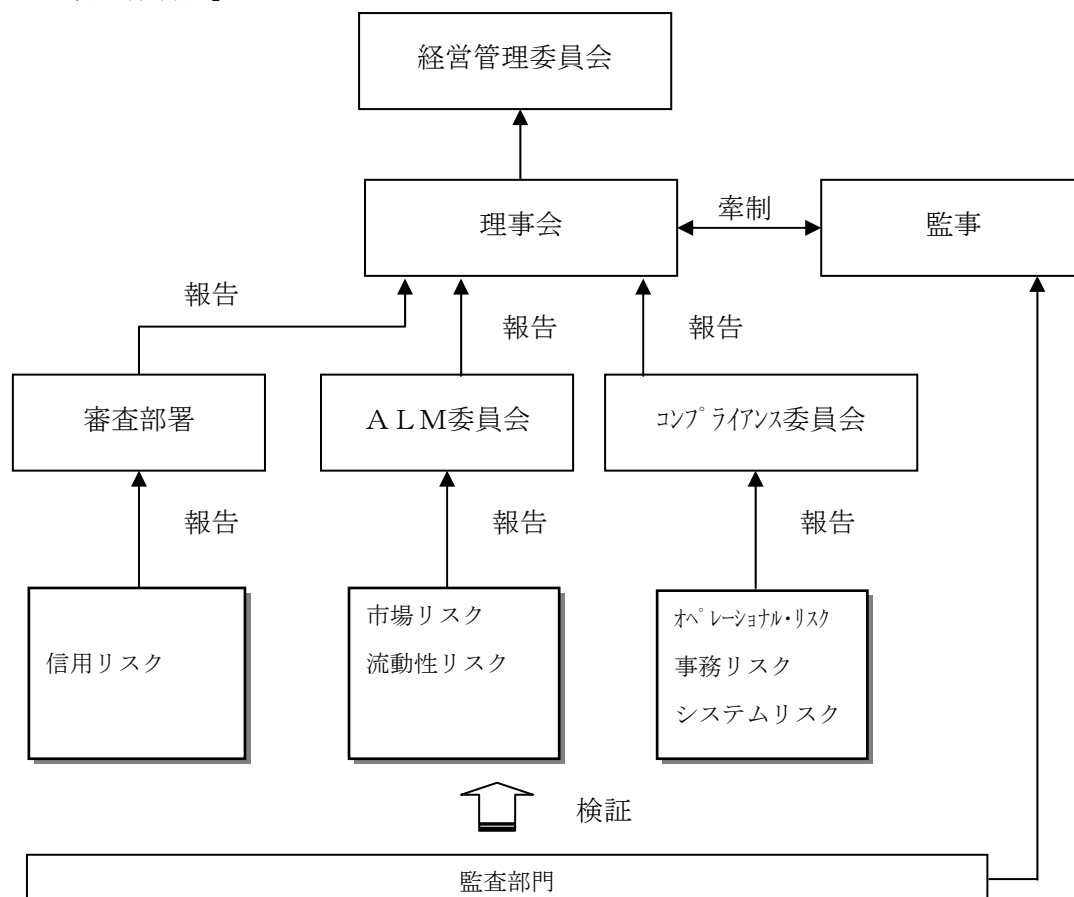
事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことであります。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に

伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】



●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

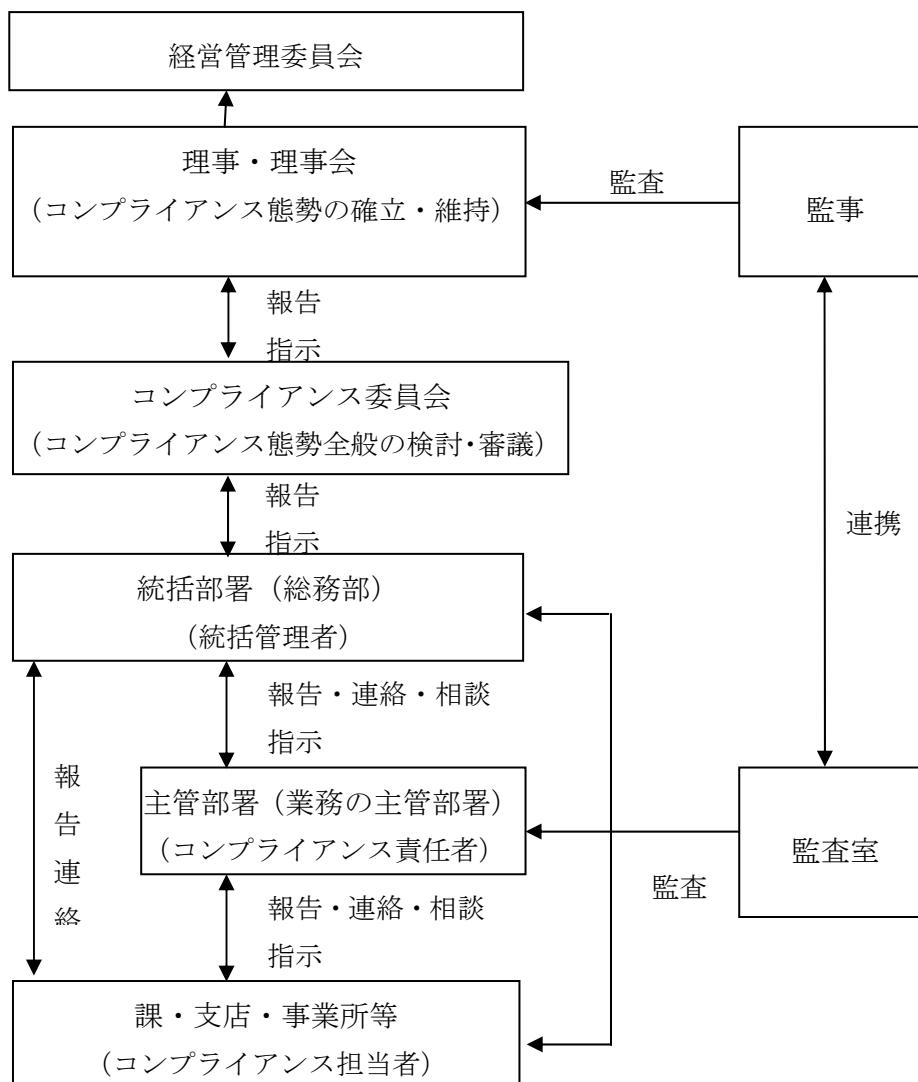
コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】



●反社会的勢力との取引排除

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

三重南紀農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

（取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

（疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

制定日：平成22年9月29日

改訂日：平成28年9月29日

三重南紀農業協同組合

●金融ADR制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

苦情等受付窓口	電話番号	受付時間
信用事業（本店 金融共済部 金融課）	05979-2-1411	9：00～17：00 （金融機関の休日を除く）
共済事業（本店 金融共済部 共済課）	05979-2-4541	9：00～17：00 （金融機関の休日を除く）

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

弁護士会名	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター（※）	052-203-1777	月～金（祝日・年末年始除く） 10：00～16：00
民間総合調停センター（大阪府）	一般社団法人JAバンク相談所を通じてのご利用となります。	

*利用に際しては当組合の苦情等受付窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：059-229-9104）にお申し出ください。なお、（※）の付いた各弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

機関名称	電話番号	受付時間
（一社）日本共済協会 共済相談所	03-5368-5757	9：00～17：00（土日祝祭日および12月29日～1月3日を除く）
（一財）自賠償保険・共済紛争処理機構	0120-159-700（本部）	9：00～12：00 13：00～17：00（土日祝祭日および12月28日～1月4日を除く）
（公財）日弁連交通事故相談センター	0570-078325（本部）	
（公財）交通事故紛争処理センター	03-3346-1756（東京本部）	

日本弁護士連合会（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

上記以外の連絡先については、JA 共済相談受付センター（JA 共済連 全国本部）にお問合せ下さい。

電話番号：0120-536-093

受付時間：9：00～17：00

（土日祝祭日および12月29日～1月3日を除く）

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

JA三重南紀（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んで参ります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、

お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続きの実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- (1) 理事長以下、信用事業担当理事および関係部課長等を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (3) 本店金融課および各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円化の方針や施策の徹底に努めます。

- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

三重南紀農業協同組合個人情報保護方針

三重南紀農業協同組合
代表理事理事長 筒井道夫

(2005年4月1日制定、2017年5月30日最終改定)

三重南紀農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以 上

【情報セキュリティ基本方針】

三重南紀農業協同組合情報セキュリティ基本方針

平成29年7月28日

三重南紀農業協同組合

代表理事理事長 筒井 道夫

三重南紀農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT 基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- 3) 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

●貸出運営についての考え方

組合員・地域住民の皆様に住宅ローン及びマイカーローンを中心とした各種ローンを提供致します。

また、農業担い手に対応するため、新しい農業資金の創設等、積極的な農業融資の増強に努めます。

リスク分散のために、固定金利と変動金利、又、貸出種別の拡充等バランスのよい貸出運営を基本とします。

10. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成30年3月末における自己資本比率は、10.88%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

組合は、収益重視の経営管理を実行し内部留保に努め、また共同施設利用による増資運動の展開により、資本の充実強化を図っております。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	三重南紀農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	777百万円（前年度769百万円）

11. 主要な業務の内容

●事業の内容

◆信用事業

信用事業は、貯金・融資・為替等いわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、農協系統金融（J Aバンク）として大きな力を発揮しています。

☆貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金・当座貯金・定期貯金・定期積金・総合口座等の各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用頂いております。

☆融資業務

組合員への融資を始め、地域住民の皆様のご暮らしや、農業者・事業者の皆様のご事業に必要な資金を融資しています。また、地方公共団体・農業関連産業等へも融資し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。

さらに、住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等の融資の申し込みもお取次ぎしております。

☆為替業務

全国のJ A・県信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫等の各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取り立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取扱いしています。

☆国債窓口販売業務

当組合で個人向け国債や、満期が2年、5年、10年といった固定利付き国債の購入が出来ます。

☆その他

当組合では、コンピューター・オンラインシステムを利用して、各種自動受取・各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス・自動集金サービス・口座振替サービス等をお取扱いしています。また、全国のJ Aでの貯金での出し入れや銀行・信用金庫等でも現金の引き出しができるキャッシュサービス等、色々なサービスに努めています。

◆共済事業

私達の家庭経済は風水害・地震等の自然災害・病気・死亡・交通事故・子供の教育・結婚等、様々な出来事や危険に取り巻かれています。そのため、より豊かに安定した生活を築くためには保障の確立が重要でありますので、総合保障を実現する共済事業を行っています。JAでは生命共済と損害共済の両方の取扱いが認められており、保障は万全です。また、JA共済を補完するため、共栄火災（株）の商品についても取扱いを開始しています。JA共済の理念は相互扶助によって、生活上に生ずる様々なリスクを保障すると共に、積み上げられた共済資金を利用し、営農と生活の向上に寄与しています。

◆指導事業

☆営農指導

地域特性を活かした生産性の高い農業の振興を推進し、農業・農地を守り組合員の経営の安定に努めています。

☆生活指導

家族が健康で、心豊かな暮らしの実現を図るため、健康を守る活動・生活文化の向上を図る活動を行っています。

◆購買事業

☆生産購買

農産物の生産に必要な肥料・飼料・農薬・農機具等の生産資材を取扱い、良質な商品の安定的な供給に努めています。

☆生活購買

日常の生活に必要な食料品・衣料品・耐久資材・日用品等を取扱い、地域住民の皆様の快適な暮らしのお手伝いと、安全・安心な農産物の供給のため、農産物直売所施設の「ほほえみかん」を中心に地産地消を核とした店舗を運営しております。

◆販売事業

組合員が生産した米・柑橘・野菜等の農産物を種類・季節・消費者のニーズ等をふまえて販売しています。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

（1）「JAバンクシステム」のしくみ

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

（2）「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

（3）「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

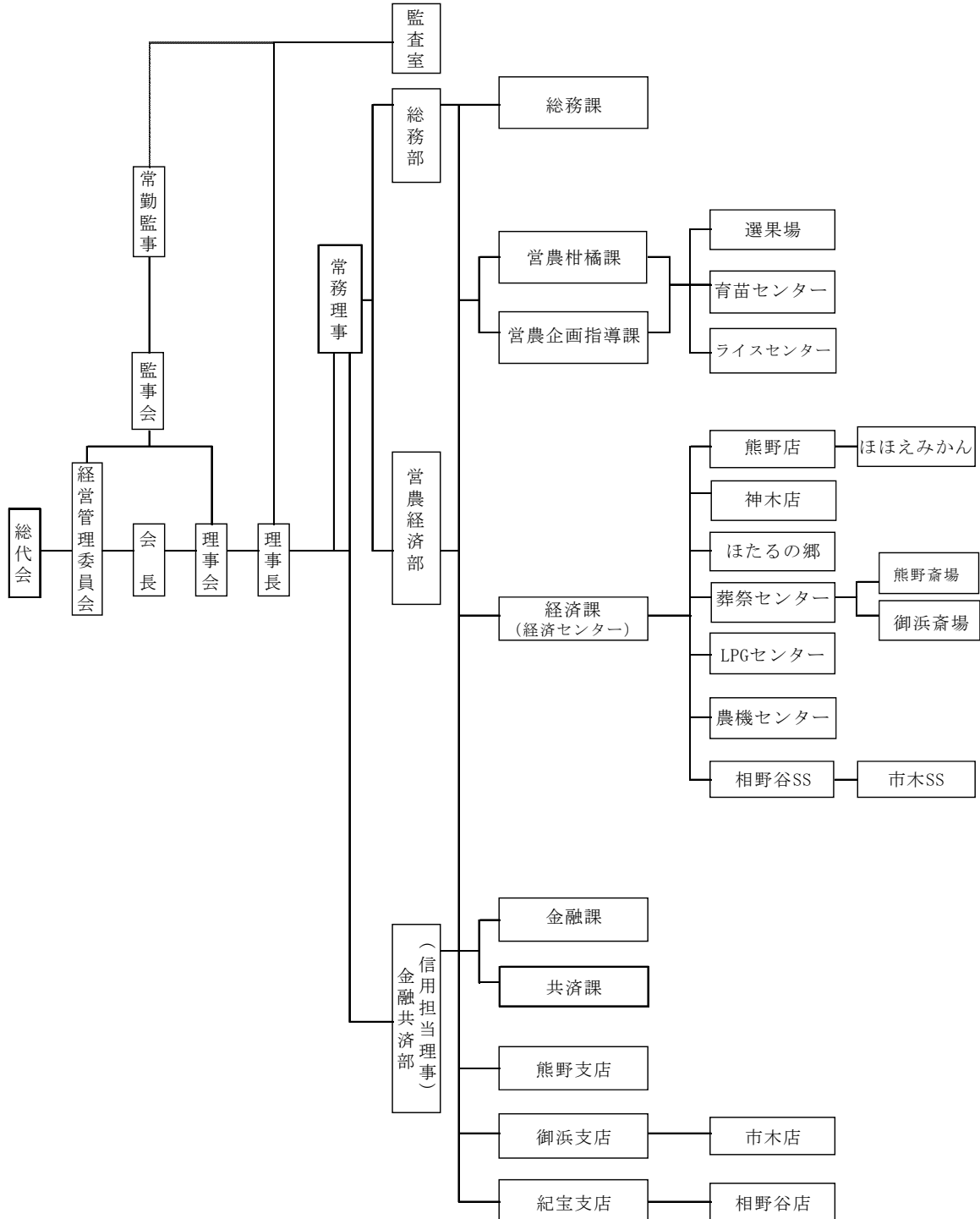
（4）貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

12. 経営の組織

●組織機構図

(平成30年7月1日現在)



●組合員数

(単位：人)

	28年度末	29年度末	増減
正組合員数	4,258	4,133	▲125
個人	4,240	4,113	▲127
法人	18	20	2
准組合員数	4,619	4,681	62
個人	4,611	4,673	62
法人	8	8	—
合計	8,877	8,814	▲63

●組合員組織の状況

組織名	構成員数
女性部（営農関連）	512人
温州部会	622人
中晩柑部会	465人
(カラ部会)	181人
(伊予柑部会)	19人
(デコポン部会)	217人
(甘夏部会)	84人
(セミノー ル部会)	119人
(サマーフレッシュ部会)	18人
(レモン部会)	20人
金山柑橘経営研究同志会	17人
熊野水稲防除組合	81人
三重御浜稲作研究会	8人
志原柑橘生産同志会	8人
相野谷肉牛生産組合	1人
紀和有機低農薬米生産者部会	6人
三重南紀みかん地域運営委員会	143人
ハウス部会	10人
金山柑橘防除組合	9人
有馬暖地園芸組合	5人
神木柑橘研究会	16人
田代柑橘生産組合	10人
リースハウス部会	25人
女性部（生活関連）	113人
農林畜水産物直売会	430人

●地区一覧

市 ————— 熊野市 町 ————— 御浜町、紀宝町

13. 役員構成

(平成30年6月末現在)

役員	氏名	役員	氏名
経営管理委員会 会長	山本 範 光	経営管理委員	鈴木 克 和
経営管理委員	松田 良 広	〃	大橋 秀 行
経営管理委員	倉屋 栄 民	〃	城 六 男
〃	矢熊 達 雄	〃	中 畑 琴 美
〃	内田 正 明	〃	阪 口 初 美
〃	山田 裕 一	代表理事 理事長	筒井 道 夫
〃	岩崎 和 広	常務理事	小林 太 造
〃	赤崎 雅 敏	職員兼 務理事	亀 嶋 映 二
〃	尾畑 仁 実	〃	芝 崎 浩 悟
〃	阪口 和 則	〃	室 谷 松 悟
〃	栗原 清 志	常勤 監 事	大 畑 秀 人
〃	市ノ木 山 実	員 外 監 事	和 田 行 雄
〃	平 基 実	監 事	奥 地 義 郎
〃	星 山 政 文	〃	福 田 讓 則
〃	松 平 彰	〃	西 憲
〃	聖 谷 定 三		

14. 事務所の名称及び所在地

店舗名	住 所	電話番号	CD/ATM 設置台数
本 店	南牟婁郡御浜町阿田和 4694-4	05979-2-1388	
営農振興部	南牟婁郡御浜町下市木 2281-2	05979-2-0398	
御浜経済センター	南牟婁郡御浜町阿田和 4135	05979-3-1616	
熊野支店	熊野市有馬町 1368-1	0597-89-6606	1 台
熊野店	熊野市有馬町 1368-1	0597-89-2095	
ほほえみかん	熊野市有馬町 1368-1	0597-89-2169	
ほたるの郷	熊野市五郷町寺谷 850-1	0597-83-0003	1 台
御浜支店	南牟婁郡御浜町阿田和 4694-4	05979-2-2006	1 台
市木店	南牟婁郡御浜町下市木 2551	05979-2-1013	1 台
神木店	南牟婁郡御浜町神木 1950-8	05979-2-0003	
紀宝支店	南牟婁郡紀宝町成川 40	0735-22-8471	1 台
相野谷店	南牟婁郡紀宝町大里 1568	0735-34-0696	
御浜農機センター	南牟婁郡御浜町下市木 2551	05979-2-4393	
葬祭センター	南牟婁郡御浜町志原 1194	05979-2-0007	

(店舗外 CD・ATM 設置台数 4 台)

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

(単位：千円)

資産の部	平成28年度	平成29年度
1 信用事業資産	47,289,35	48,650,735
(1)現金	297,487	301,299
(2)預金	37,658,768	38,353,221
系統預金	37,658,161	38,352,531
系統外預金	606	690
(3)有価証券	1,530,353	2,565,560
地方債	531,943	550,310
受益証券	998,410	2,015,250
(4)貸出金	7,778,788	7,393,672
(5)その他の信用事業資産	85,872	88,995
未収収益	36,741	39,327
その他の資産	49,131	49,667
(6)貸倒引当金	▲61,894	▲52,013
2 共済事業資産	34,496	31,249
(1)共済貸付金	31,139	26,459
(2)共済未収利息	395	316
(3)その他の共済事業資産	3,066	4,562
(4)貸倒引当金	▲105	▲88
3 経済事業資産	715,758	600,646
(1)経済事業未収金	217,682	211,163
(2)経済受託債権	21,604	22,362
(3)棚卸資産	303,887	252,618
購買品	259,449	211,451
その他の棚卸資産	44,438	41,167
(4)その他の経済事業資産	180,325	119,213
(5)貸倒引当金	▲7,741	▲4,711
4 雑資産	68,280	66,234
(1)雑資産	68,280	66,234
5 固定資産	2,775,334	2,574,420
(1)有形固定資産	2,767,308	2,566,433
建物	2,535,464	2,508,947
構築物	132,289	132,224
機械装置	645,043	645,043
土地	1,536,304	1,483,248
その他の有形固定資産	224,270	226,727
減価償却累計額	▲2,306,064	▲2,429,757
(2)無形固定資産	8,025	7,986
その他の無形固定資産	8,025	7,986
6 外部出資	1,183,114	1,183,114
(1)外部出資	1,183,114	1,183,114
系統出資	1,099,078	1,099,078
系統外出資	79,036	79,036
子会社等出資	5,000	5,000
7 繰延税金資産	69,216	55,450
資産の部合計	52,135,575	53,161,852

負債・純資産の部	平成28年度	平成29年度
1 信用事業負債	48,191,629	49,411,435
(1)貯金	47,823,363	49,133,789
(2)借入金	312,728	199,587
(3)その他の信用事業負債	55,537	78,058
未払費用	42,592	42,586
その他の負債	12,944	35,471
2 共済事業負債	302,176	288,748
(1)共済借入金	30,259	26,459
(2)共済資金	185,378	177,708
(3)共済未払利息	395	316
(4)未経過共済付加収入	83,389	81,700
(5)共済未払費用	1,880	1,515
(6)その他の共済事業負債	873	1,049
3 経済事業負債	539,661	439,747
(1)経済事業未払金	266,828	222,909
(2)経済受託債務	14,552	5,986
(3)その他の経済事業負債	258,280	210,851
4 経済借入金	463,498	387,252
5 雑負債	125,667	127,747
(1)未払法人税等	10,316	1,399
(2)資産除去債務	17,532	17,708
(3)その他の負債	97,819	108,640
6 諸引当金	267,540	253,466
(1)賞与引当金	35,141	33,869
(2)退職給付引当金	225,725	209,665
(3)役員退職慰労引当金	6,674	9,931
7 再評価に係る繰延税金負債	200,301	187,483
負債の部合計	50,090,476	51,095,880
1 組合員資本	1,703,343	1,730,698
(1)出資金	769,633	777,921
(2)利益剰余金	937,027	958,098
利益準備金	467,000	477,000
その他利益剰余金	470,027	481,098
経営安定対策積立金	252,000	282,000
特別積立金	56,696	56,696
当期末処分剰余金	161,331	142,402
(うち当期剰余金)	(49,400)	(▲7,245)
(3)処分未済持分	▲3,317	▲5,321
2 評価・換算差額等	341,756	335,273
(1)その他有価証券評価差額金	22,148	47,755
(2)土地再評価差額金	319,608	287,517
純資産の部合計	2,045,099	2,065,971
負債及び純資産の部合計	52,135,575	53,161,852

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
1 事業総利益	1,054,171	1,041,302
(1)信用事業収益	459,986	429,513
資金運用収益	390,635	382,257
(うち預金利息)	(240,706)	(241,834)
(うち有価証券利息)	(13,079)	(19,644)
(うち貸出金利息)	(125,582)	(109,638)
(うちその他受入利息)	(11,266)	(11,140)
役務取引等収益	21,171	20,724
その他事業直接収益	39,055	14,250
その他経常収益	9,124	12,282
(2)信用事業費用	89,046	71,223
資金調達費用	39,463	37,186
(うち貯金利息)	(34,787)	(33,961)
(うち給付補填備金繰入)	(284)	(175)
(うち借入金利息)	(4,209)	(2,931)
(うちその他支払利息)	(181)	(118)
役務取引等費用	4,048	4,198
その他事業直接費用	760	380
その他経常費用	44,775	29,459
(うち貸倒引当金繰入額)	(894)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(▲9,881)
信用事業総利益	370,940	358,289
(3)共済事業収益	347,628	351,349
共済付加収入	322,674	327,627
共済貸付金利息	744	630
その他の収益	24,210	23,091
(4)共済事業費用	32,572	27,266
共済借入金利息	744	630
共済推進費	23,640	20,348
共済保全費	1,124	544
その他の費用	7,062	5,744
(うち貸倒引当金繰入額)	(3)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(▲17)
共済事業総利益	315,056	324,082
(5)購買事業収益	1,836,756	1,853,580
購買品供給高	1,726,575	1,733,640
修理サービス料	8,662	9,773
その他の収益	101,518	110,166
(6)購買事業費用	1,529,928	1,544,269
購買品供給原価	1,415,021	1,428,707
購買品供給費	41,156	41,704
その他の費用	73,750	73,857
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲1,790)	(▲2,975)
購買事業総利益	306,827	309,311
(7)販売事業収益	42,655	42,198
販売手数料	37,164	37,001
その他の収益	5,490	5,197
(8)販売事業費用	22,115	20,751
その他の費用	22,115	20,751
(うち貸倒引当金繰入額)	(157)	(—)
(うち貸倒引当金戻入益)	(—)	(▲54)
販売事業総利益	20,539	21,447

(9)保管事業収益	679	707
(10)保管事業費用	92	77
保管事業総利益	586	630
(11)加工事業収益	1,037	1,075
(12)加工事業費用	405	373
加工事業総利益	631	701
(13)利用事業収益	68,257	58,819
(14)利用事業費用	17,416	16,370
利用事業総利益	50,840	42,448
(15)福祉事業収益	—	1,752
(16)福祉事業費用	—	1,410
福祉事業総利益	—	341
(17)介護事業収益	14,538	17,713
(18)介護事業費用	8,037	10,335
介護事業総利益	6,500	7,378
(19)その他事業収益	408,712	400,904
(20)その他事業費用	415,924	411,881
その他事業総利益	7,211	10,976
(21)指導事業収入	9,540	9,817
(22)指導事業支出	20,081	22,170
指導事業収支差額	▲10,541	▲12,353
2 事業管理費	991,616	1,000,140
(1)人件費	764,616	770,320
(2)業務費	112,972	107,451
(3)諸税負担金	27,085	27,807
(4)施設費	84,010	91,387
(5)その他事業管理費	2,931	3,173
事業利益	62,554	41,162
3 事業外収益	77,605	42,888
(1)受取雑利息	14	0
(2)受取出資配当金	18,917	18,917
(3)賃貸料	8,076	7,872
(4)雑収入	5,579	16,098
4 事業外費用	42,383	8,463
(1)寄付金	130	80
(2)雑損失	298	8,383
(3)有線放送施設撤去費用	41,955	—
経常利益	97,776	75,587
5 特別利益	—	20,420
(1)その他特別利益	—	20,420
6 特別損失	16,520	102,394
(1)減損損失	16,520	81,667
(2)その他特別損失	—	20,726
税引前当期利益	81,256	▲6,386
法人税、住民税及び事業税	30,473	9,497
法人税等調整額	1,382	▲8,638
法人税等合計	31,856	859
当期剰余金	49,400	▲7,245
当期首繰越剰余金	100,071	117,557
再評価差額金取崩額	11,859	32,090
当期末処分剰余金	161,331	142,402

●キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科目	平成28年度	平成29年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	81,256	▲6,386
減価償却費	30,152	30,249
減損損失	16,520	82,631
引当金の増減額 (△は減少)	▲734	▲12,928
賞与引当金の増減額 (△は減少)	▲438	▲1,272
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	▲11,018	▲16,059
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	▲8,514	3,257
信用事業資金運用収益	▲390,623	▲382,245
信用事業資金調達費用	39,463	37,186
共済貸付金利息	▲744	▲630
共済借入金利息	744	630
受取雑利息及び受取出資配当金	▲18,932	▲18,917
有価証券関係損益 (△は益)	▲38,307	▲13,881
その他の損益 (△は益)	74,557	86,485
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	▲239,136	385,115
預金の純増 (△) 減	321,000	▲700,000
貯金の純増減 (△)	366,803	1,310,425
信用事業借入金の純増減 (△)	▲42,867	▲113,140
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	▲734	▲535
その他の信用事業負債の純増減 (△)	1,335	22,541
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	▲1,042	4,680
共済借入金の純増減 (△)	970	▲3,800
共済資金の純増減 (△)	1,464	▲7,669
未経過共済付加収入の純増減 (△)	53	▲1,688
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	▲516	▲1,496
その他の共済事業負債の純増減 (△)	317	▲189
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	▲27	6,519
経済受託債権の純増 (△) 減	▲15,122	▲758
棚卸資産の純増 (△) 減	▲49,839	51,268
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	87,217	▲43,919
経済受託債務の純増減 (△)	8,128	▲8,565
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	▲72	61,112
その他の経済事業負債の純増減 (△)	▲30,026	▲47,429
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増 (△) 減	9,017	2,046
その他の負債の純増減 (△)	3,395	18,089
未取消消費税等還付金の純増 (△) 減	67,259	—
未払消費税等の純増減 (△)	24,323	▲7,710
信用事業資金運用による収入	395,672	379,621
信用事業資金調達による支出	▲40,655	▲37,170
共済貸付金利息による収入	795	709
共済借入金利息による支出	▲795	▲709
小 計	640,300	1,055,463

雑利息及び出資配当金の受取額	18,932	18,917
法人税等の支払額	▲6,880	▲10,316
事業活動によるキャッシュ・フロー	652,351	1,064,064
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲800,000	▲1,100,000
有価証券の売却による収入	339,027	114,250
有価証券の償還による収入	▲760	▲380
固定資産の取得による支出	▲5,898	▲5,411
固定資産の処分による収入	—	▲963
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲463,631	▲992,504
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	▲79,746	▲76,246
出資の増額による収入	33,478	40,549
出資の払戻しによる支出	▲45,675	▲31,818
持分の取得による支出	▲3,317	▲5,321
持分の譲渡による収入	9,939	3,317
出資配当金の支払額	▲3,317	▲3,773
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲89,076	▲73,293
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	95,644	▲1,733
5 現金及び現金同等物の期首残高	360,611	456,255
6 現金及び現金同等物の期末残高	456,255	454,521

●注記表等

<平成28年度>

○重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券

①時価のあるもの・・・期末日の市場時価等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率で算定した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。

この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の9により算定した金額に基づき計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。
- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。
- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

○会計方針の変更に関する注記

1 実務対応報告第32号の適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しています。

この結果、当事業年度の事業利益、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ85千円増加しています。

2 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しています。

○表示方法の変更に関する注記

1 受託販売の表示方法

従来、受託販売にかかる販売高、受入高をそれぞれ販売事業収益、販売事業費用に含めて表示していましたが、事業収益、事業費用をより適正に表示するため、当期より販売事業収益、販売事業用からは除外しております。なお、これによる当期剰余金への影響はありません。

○貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,233,377千円であり、その内訳は、次のとおりです。（単位：千円）

種 類	圧縮額
建物	500,056
構築物	41,477
機械装置	629,123
土地	46,785
工具器具備品	15,934

2 担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金 500,000 千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 273 千円

子会社に対する金銭債務の総額 916 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 4,555 千円

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は 582,442 千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

(2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 323,938 千円

(3) 同法律第 3 条 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日政令 119 号）第 2 条第 3 号に定める「地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

○損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額 4,896 千円

うち事業取引高 4,896 千円

- (2) 子会社との取引による費用総額 0千円
 うち事業取引高 0千円

2 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

(2) 減損損失を認識した資産グループ、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
神木店	営業用店舗	土地	
御船資材倉庫	賃貸用固定資産	土地・建物	業務外固定資産
井田倉庫跡敷地	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
磯崎代弁取得土地	遊休	土地	業務外固定資産

(3) 減損損失の認識に至った経緯

神木店については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しております。この内、御船資材倉庫、井田倉庫跡敷地の資産は賃貸用固定資産として使用しておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。さらに、磯崎代弁取得土地の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

神木店	5,903千円	(土地 5,903千円)
御船資材倉庫	8,774千円	(土地 8,627千円、建物 147千円)
井田倉庫跡敷地	1,770千円	(土地 1,770千円)
磯崎代弁取得土地	71千円	(土地 71千円)

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

○金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部企画管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用してい

ます。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が20,463千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	37,658,768	37,641,274	▲ 17,493
有価証券	1,530,353	1,544,700	14,347
満期保有目的の債券	199,913	214,260	14,347
その他有価証券	1,330,440	1,330,440	—
貸出金	7,778,788	—	—
貸倒引当金（*1）	▲ 61,894	—	—
貸倒引当金控除後	7,716,893	8,036,910	321,067
資産計	46,906,015	47,222,884	317,920
貯金	47,823,363	47,846,506	23,142
借入金	312,728	337,040	24,312
設備借入金	463,498	463,498	—
負債計	48,599,589	48,647,045	47,455

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・

スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	1, 183, 114
合 計	1, 183, 114

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	37, 658, 768	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	1, 498, 410
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	200, 000
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	1, 298, 410
貸出金 (*1、2)	1, 188, 298	488, 569	467, 743	473, 704	441, 675	4, 710, 784
合 計	38, 847, 066	488, 569	467, 743	473, 704	441, 675	6, 209, 194

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 492,577 千円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5 年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 8,012 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金 (*1)	40,649,007	2,821,092	2,940,999	687,954	724,308	—
借入金	31,240	29,497	29,113	29,452	29,798	163,625
設備借入金	76,246	70,146	63,978	60,728	57,200	135,200
合 計	40,756,493	2,920,736	3,034,091	778,135	811,307	298,825

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

○有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表を 超えるもの	地方債	199,913	214,260	14,346
合 計		199,913	214,260	14,346

(2) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	地方債	300,000	332,030	32,030
	受益証券	300,000	327,060	27,060
	小 計	600,000	659,090	59,090
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	受益証券	700,000	671,350	▲ 28,650
合 計		1,300,000	1,330,440	30,440

なお、上記差額から繰延税金負債 8,291 千円を差し引いた額 22,148 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益
地方債	104,557	4,585
受益証券	234,470	34,470
合 計	339,027	39,055

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

○退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

(1) 期首における退職給付引当金	236,743
(2) 退職給付費用	34,672
(3) 退職給付の支払額	▲ 28,418
(4) 年金資産への拠出金	▲ 17,272
(5) 期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	225,725

2 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

(1) 退職給付債務	565,593
(2) 年金資産	▲ 339,867
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	225,725
(4) 退職給付引当金(3)	225,725

3 退職給付に関連する損益

(単位：千円)

(1) 勤務費用	34,672
(2) 退職給付費用(1)	34,672

4 当該組合が、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条第1項の旧農林漁業団体等に該当する場合における事項

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,417千円を含めて計上しています。

なお、存続組合より示された平成29年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の

将来見込額は 149,127 千円となっています。

○税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳（単位：千円）

繰延税金資産 (A)	78,886
退職給付引当金	61,482
賞与引当金	9,569
賞与引当に係る未払社会保険料	1,531
個別貸倒引当金	11,723
役員退職慰労引当金	1,817
未払事業税	1,061
減損損失（土地）	5,992
減損損失（減価償却資産）	25,442
資産除去債務	4,775
未払賞与	2,291
給油前受金	1,219
土地償却費	6,180
無形固定資産減価償却超過	2,279
その他	1,125
評価性引当額	▲ 57,607
繰延税金負債 (B)	▲ 9,668
その他	▲ 1,377
その他有価証券評価差額金	▲ 8,291
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	69,216

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因（単位：千円）

法定実効税率	27.23
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.14
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 1.54
法人税額の特別控除	▲ 3.37
過年度法人税等追徴税額	10.61
評価性引当額の増減	▲ 1.97
その他	4.10
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.20

○賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、熊野市その他の地域において、賃貸不動産を所有しています。平成 29 年 3 月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は 3,708 千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は施設費に計上）です。

また、熊野市その他の地域において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価（単位：千円）

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	145,373	▲ 14,060	131,313	112,863
遊休不動産	11,481	▲ 72	11,409	12,502
合計	156,854	▲ 14,132	142,722	125,365

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額のうち、主な減少額は不動産の減損損失(10,544千円)です。

注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

○その他の注記

資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当組合の支店等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～32年、割引率は0%～2.29%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	17,359
時の経過による調整額	172
期末残高	17,532

○キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	37,956,255千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	37,500,000千円
現金及び現金同等物	456,255千円

3 現金及び現金同等物の内容に関する会計方針の変更

該当なし

<平成29年度>

○重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式・・・移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券

①時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

②時価のないもの・・・移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購入品（数量管理）・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購入品（売価管理）・・・売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) その他の棚卸資産（原材料・貯蔵品）・・・最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- (2) 無形固定資産については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。

4 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

また、30,000千円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

- (2) 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

- (3) 退職給与引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及

び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6 決算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

○貸借対照表に関する注記

1 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,233,377千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	圧縮額
建物	500,056
構築物	41,477
機械装置	629,123
土地	46,785
工具器具備品	15,934

2 担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金500,000千円を設定しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 56千円

子会社に対する金銭債務の総額 1,062千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 6,074千円

5 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額は316千円、延滞債権額は388,345千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和

40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,275千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は395,936千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地再評価差額金に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

(1) 再評価を行った年月日 平成11年3月31日

(2) 再評価を行った土地の当期末における時価が再評価後の帳簿価額を下回る金額 317,376千円

(3) 同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法」により行っています。

○損益計算書に関する注記

1 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額 2,183千円

うち事業取引高 2,183千円

(2) 子会社との取引による費用総額 0千円

うち事業取引高 0千円

2 減損会計に関する事項

(1) グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

なお、農協改革の進展を契機に、より厳格な収支管理を行うため共用資産の範囲の見直しを行ったことに伴い、従来共用資産としてグルーピングしていた資産の一部について、当期よりグルーピングの方法を変更しております。

(2) 減損損失を認識した資産グループ、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場 所	用 途	種 類	その他
市木給油所	営業用店舗	土地	
荒坂駐車場	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
鶉殿駐車場	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧井田店事務所倉庫	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧尾呂志店	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧新鹿店	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧荒坂店	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧鶉殿店	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧御浜支店購買	賃貸用固定資産	土地及び建物	業務外固定資産
旧飛鳥 梅・葬祭倉庫	遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧飛鳥店	遊休	土地及び建物	業務外固定資産
旧御浜支店信用	遊休	土地及び建物	業務外固定資産

(3) 減損損失の認識に至った経緯

市木給油所については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産については土地の時価が著しく減少しており、減損の兆候に該当しております。

この内、荒坂駐車場、鶉殿駐車場、旧井田店事務所倉庫、旧尾呂志店、旧新鹿店、旧荒坂店、旧鶉殿店、旧御浜支店購買の資産は賃貸用固定資産として使用しておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

さらに、旧飛鳥梅・葬祭倉庫、旧飛鳥店、旧御浜支店信用の資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

(4) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

市木給油所	3,171千円	(土地3,171千円)
荒坂駐車場	1,220千円	(土地1,220千円)
鶉殿駐車場	4,027千円	(土地4,027千円)
旧井田店事務所倉庫	8,057千円	(土地7,001千円、建物1,055千円)

旧尾呂志店	3,965千円(土地3,965千円)
旧新鹿店	6,793千円(土地6,793千円)
旧荒坂店	9,065千円(土地6,393千円、建物2,671千円)
旧鶴殿店	5,121千円(土地3,065千円、建物1,862千円、構築物37千円、器具・備品165千円)
旧御浜支店購買	19,953千円
旧飛鳥 梅・葬祭倉庫	793千円
旧飛鳥店	2,451千円
旧御浜支店信用	17,048千円
合計	81,667千円(土地53,056千円、建物28,378千円、構築物65千円、器具・備品168千円)

(5) 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算出方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

市木給油所の固定資産の回収可能額は正味売却価格を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定されています。

荒坂駐車場、鶴殿駐車場、旧新鹿店の固定資産の回収可能価格については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.7%です。また、旧井田店事務所倉庫、旧尾呂志店、旧荒坂店、旧鶴殿店、旧御浜支店購買の固定資産の回収可能価格は正味売却価格を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定されています。

旧飛鳥 梅・葬祭倉庫、旧飛鳥店、旧御浜支店信用の固定資産の回収可能価格は正味売却価格を採用しており、その時価は固定資産評価額に基づき算定されています。

○金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部企画管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の

評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,334千円増加するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が

異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	38,353,221	38,339,437	▲13,784
有価証券	2,565,560	2,565,560	—
その他有価証券	2,565,560	2,565,560	—
貸出金	7,393,672	—	—
貸倒引当金(*1)	▲52,013		
貸倒引当金控除後	7,341,659	7,622,980	281,321
資産計	48,260,440	48,527,978	▲267,537
貯金	49,133,789	49,150,627	16,838
借入金	199,587	216,264	16,676
設備借入金	387,252	387,352	—
負債計	49,720,628	49,754,243	33,514

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【資産】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- (3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資 (*1)	1,183,114
合計	1,183,114

(*1) 外部出資については時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	38,353,221	—	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—	—	2,515,250
その他有価証券のうち満期があるもの	—	—	—	—	—	2,515,250
貸出金 (*1、2)	1,132,472	489,064	491,961	458,540	429,393	4,390,170
合計	39,485,694	489,064	491,961	458,540	429,393	6,905,420

(*1) 貸出金のうち、当座貸越 486,018 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等 2,069 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金 (*1)	41,661,217	2,829,626	3,059,841	682,889	900,213	—
借入金	20,849	20,305	18,919	19,074	19,233	101,204
設備借入金	70,146	63,978	60,728	57,200	47,200	88,000
合計	41,752,213	2,913,910	3,139,488	759,164	966,646	189,204

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

○有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	地方債	499,925	550,310	50,384
	受益証券	1,400,000	1,430,780	30,780
	小計	1,899,925	1,981,090	81,164
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	受益証券	600,000	584,470	▲ 15,530
合計		2,499,925	2,565,560	65,634

なお、上記差額から繰延税金負債 17,878 千円を差し引いた額 47,755 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2 当期中に売却したその他有価証券 (単位：千円)

	売却額	売却益
受益証券	114,250	14,250
合計	114,250	14,250

3 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に、満期保有目的の債券 199,925 千円の保有目的を有価証券の保有期間の再検討を理由により変更し、その他有価証券に区分しています。この変更により総資産 12,694 千円増加し、その他有価証券評価差額金が 9,221 千円増加しています。

○退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位：千円)

(1) 期首における退職給付引当金	225,725
(2) 退職給付費用	35,835
(3) 退職給付の支払額	▲ 36,016
(4) 年金資産への拠出金	▲ 15,878
(5) 期末における退職給付引当金 (1)+(2)+(3)+(4)	209,665

2 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位：千円)

(1) 退職給付債務	531,221
(2) 年金資産	▲ 321,556
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)	209,665
(4) 退職給付引当金(3)	209,665

3 退職給付に関連する損益 (単位：千円)

(1) 勤務費用	35,835
(2) 退職給付費用(1)	35,835

4 当該組合が、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条第1項の旧農林漁業団体等に該当する場合における事項

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金10,636千円を含めて計上しています。

なお、存続組合より示された平成30年3月現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は140,804千円となっています。

○税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産(A)	74,631
退職給付引当金	57,109
賞与引当金	9,222
賞与引当に係る未払社会保険料	1,514
個別貸倒引当金	8,707
役員退職慰労引当金	2,031
未払事業税	868
減損損失(土地)	8,212
減損損失(減価償却資産)	32,524
資産除去債務	4,823
決算手当	2,746
その他	734
評価性引当額	▲ 64,194
繰延税金負債(B)	▲ 19,180
全農外部出資(みなし配当)	▲ 552
資産除去債務(固定資産増加額)	▲ 749
その他有価証券評価差額金	▲ 17,878
繰延税金資産の純額(A)+(B)	55,450

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

税引前当期損失計上のため記載を省略しております。

○賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の概要

当組合では、熊野市その他の地域において、賃貸不動産を所有しています。平成30年3月期における当該賃貸不動産に関する賃貸損益は7,699千円（賃貸収益は賃貸料に、主な賃貸費用は施設費に計上）です。

また、熊野市その他の地域において遊休不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び当期末時価（単位：千円）

	貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸不動産	131,313	▲ 46,156	85,157	109,647
遊休不動産	11,409	—	11,409	18,727
合計	142,722	▲ 46,156	96,566	128,374

注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

注2) 当期増減額のうち、主な増加額は不動産の用途変更（42,184千円）であり、主な減少額は減損損失（78,496千円）です。

注3) 当期末の時価は、土地に関しては主として「固定資産税評価額」に基づいて当組合で算定した金額であり、建物等に関しては取得原価から減価償却累計額を控除した金額としています。

○その他の注記

資産除去債務に関する事項

(1) 資産除去債務の概要

当組合の支店等の一部に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は0年～32年、割引率は0%～2.29%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減（単位：千円）

期首残高	17,532
有形固定資産の取得に伴う増加額	—
時の経過による調整額	176
資産除去債務の履行による減少額	—
期末残高	17,708

○キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	38,654,521千円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	38,200,000千円
現金及び現金同等物	454,521千円

3 現金及び現金同等物の内容に関する会計方針の変更

該当なし

●剰余金処分計算書

(単位：千円)

	28年度	29年度
1 当期末処分剰余金	161,331	142,402
2 剰余金処分額	43,773	33,787
(1)利益準備金	10,000	10,000
(2)任意積立金	30,000	20,000
経営安定対策積立金	30,000	20,000
(3)出資配当金(年率)	3,773 (0.5%)	3,787 (0.5%)
3 次期繰越剰余金	117,557	108,615

注)

1. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額が含まれております。

平成28年度 2,500千円 平成29年度 2,000千円

3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

名 称 経営安定積立金

目 的 新たな会計基準(税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等)への対応、資産の償却及び有価証券の価格下落並びに年金社会保険等の制度変更による負担の増加に対応し、組合経営の安定及び健全な発展を図ることを目的とする。

目標額 毎事業年度の当期剰余金の範囲内で積立し、7億円を限度とする。

取崩基準 目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に経営管理委員会の決議により必要と認められた額を取り崩す。

- ①新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合
- ②債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
- ③有価証券の運用により、多額の損失が生じた場合
- ④繰延税金資産の取崩しにより、多額の損失が生じた場合
- ⑤年金社会保険等の制度変更による負担の増加に伴い、多額の損失が生じた場合

●部門別損益計算書（平成28年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,189,792	459,986	347,628	1,002,645	1,370,977	8,553	
事業費用 ②	2,135,620	89,046	32,572	843,857	1,154,937	15,207	
事業総利益③（①－②）	1,054,171	370,940	315,056	158,787	216,040	▲6,653	
事業管理費 ④	991,616	304,342	263,445	169,952	189,147	64,729	
（うち人件費 ⑤）	(764,616)	(214,494)	(213,625)	(136,110)	(144,154)	(56,231)	
（うち減価償却費⑥）	(30,152)	(9,158)	(5,699)	(1,940)	(13,050)	(303)	
うち共通管理費 ⑦		45,418	30,692	15,398	25,075	4,341	▲120,927
（うち人件費 ⑧）		(32,562)	(22,005)	(11,040)	(17,977)	(3,112)	(▲86,698)
（うち減価償却費⑨）		(458)	(309)	(155)	(253)	(43)	(▲1,220)
事業利益 ⑩（③－④）	62,554	66,598	51,611	▲11,164	26,892	▲71,382	
事業外収益 ⑪	77,605	39,831	14,182	7,220	14,323	2,047	
うち共通分 ⑫		20,584	13,910	6,979	11,364	1,967	▲54,806
事業外費用 ⑬	42,383	15,965	10,781	5,383	8,738	1,514	
うち共通分 ⑭		15,761	10,650	5,343	8,701	1,506	▲41,963
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	97,776	90,463	55,012	▲9,327	32,477	▲70,849	
特別利益 ⑯	—	—	—	—	—	—	
うち共通分 ⑰		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑱	16,520	3,987	2,694	4,129	5,327	381	
うち共通分 ⑲		3,987	2,694	1,351	2,201	381	▲10,616
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	81,256	86,476	52,318	▲13,457	27,150	▲71,230	
営農指導事業分配賦額 ㉑		21,357	19,481	14,234	16,157	▲71,230	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉒）	81,256	65,118	32,836	▲27,692	10,993		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
- (2) 営農指導事業

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	37.6%	25.4%	12.7%	20.7%	3.6%	100%
営農指導事業	30.0%	27.3%	20.0%	22.7%		100%

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	52,135,575	47,073,211	573,491	3,138,561	656,908	62,562	630,840
総資産（共通資産 配分後） （うち固定資産）	52,135,575 2,775,334	47,333,889 518,432	709,043 241,454	3,211,551 1,681,297	787,247 309,449	93,844 24,700	

●部門別損益計算書（平成29年度）

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,212,752	429,513	351,349	1,012,337	1,411,078	8,472	
事業費用 ②	2,171,449	71,223	27,266	859,313	1,196,168	17,477	
事業総利益③（①－②）	1,041,302	358,289	324,082	153,024	214,910	▲9,005	
事業管理費 ④	1,000,140	305,236	263,011	172,483	193,066	66,342	
（うち人件費 ⑤）	(770,320)	(216,271)	(212,351)	(138,661)	(145,956)	(57,078)	
（うち減価償却費⑥）	(30,249)	(8,834)	(5,429)	(2,013)	(13,667)	(304)	
うち共通管理費 ⑦		45,034	34,857	15,775	26,715	4,834	▲127,215
（うち人件費 ⑧）		(32,920)	(25,480)	(11,531)	(19,529)	(3,534)	(▲92,994)
（うち減価償却費⑨）		(507)	(392)	(177)	(301)	(54)	(▲1,431)
事業利益 ⑩（③－④）	41,162	53,052	61,070	▲19,458	21,844	▲75,347	
事業外収益 ⑪	42,888	27,242	6,444	3,136	5,097	967	
うち共通分 ⑫		7,698	5,958	2,697	4,567	826	▲21,746
事業外費用 ⑬	8,463	2,983	2,356	1,049	1,757	316	
うち共通分 ⑭		2,928	2,266	1,025	1,737	314	▲8,270
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	75,587	77,311	65,158	▲17,371	25,184	▲74,696	
特別利益 ⑯	20,420	—	—	20,420	—	—	
うち共通分 ⑰		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑱	102,394	27,947	21,621	29,939	19,917	2,969	
うち共通分 ⑲		27,947	21,621	9,812	16,577	2,969	▲78,928
税引前当期利益 ⑳ （⑮＋⑯－⑱）	▲6,386	49,363	43,536	▲26,890	5,266	▲77,666	
営農指導事業分配賦額 ㉑		22,989	21,669	15,378	17,630	▲77,666	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ （㉑－㉑）	▲6,386	26,374	21,867	▲42,268	▲12,364		

注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等
- (2) 営農指導事業

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。（単位：％）

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	35.4%	27.4%	12.4%	21.0%	3.8%	100%
営農指導事業	29.6%	27.9%	19.8%	22.7%		100%

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	53,161,719	47,999,716	584,778	3,200,335	669,837	63,794	643,256
総資産（共通資産 配分後） （うち固定資産）	53,161,719 2,574,420	48,265,525 480,901	722,999 223,974	3,274,761 1,559,583	802,741 287,047	95,691 22,912	

●財務諸表の正確性に係る確認

確 認 書

- ① 私は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成30年6月27日
三重南紀農業協同組合
代表理事理事長

筒井 道夫 

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
経常収益（事業収益）	6,262	5,562	5,367	3,189	3,212
信用事業収益	481	477	456	459	429
共済事業収益	337	338	342	347	351
農業関連事業収益	3,832	3,253	3,203	1,002	1,012
その他事業収益	1,611	1,483	1,356	1,379	1,419
経常利益	129	112	83	97	75
当期剰余金（※）	75	83	47	49	▲7
出資金	777	781	774	769	777
（出資口数）	777,378	781,310	774,158	769,633	777,921
純資産額	1,877	1,976	2,062	2,045	2,065
総資産額	52,107	51,611	51,840	52,135	53,161
貯金等残高	47,904	47,320	47,456	47,823	49,133
貸出金残高	8,747	8,191	7,539	7,778	7,393
有価証券等残高	1,084	1,168	1,119	1,530	2,565
剰余金配当金額	3	3	3	3	3
・出資配当の額	3	3	3	3	3
正職員数	100人	97人	101人	98人	91人
常雇の臨時雇用者	84人	91人	79人	87人	91人
単体自己資本比率	10.64%	10.95%	10.83%	10.79%	10.88%

注)

1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

(単位：百万円、%)

	28年度	29年度	増減
資金運用収支	351	345	▲6
役務取引等収支	17	16	▲1
その他信用事業収支	2	▲3	▲5
信用事業粗利益	370	358	▲12
(信用事業粗利益率)	(0.79)	(0.74)	(▲0.02)
事業粗利益	1,054	1,041	▲13
(事業粗利益率)	(2.03)	(1.97)	(▲0.06)

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	28年度			29年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	46,562	390	0.83%	47,835	371	0.77%
うち預金	37,637	240	0.63%	38,224	241	0.63%
うち有価証券等	1,245	13	1.04%	2,023	19	0.93%
うち貸出金	7,679	125	1.63%	7,587	109	1.43%
資金調達勘定	48,202	39	0.08%	49,401	36	0.07%
うち貯金・定積	47,864	34	0.07%	49,146	33	0.06%
うち借入金	338	4	1.24%	255	2	1.14%
総資金利ざや			0.12%			0.09%

注)

1. 総資金利ざや=資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	28年度増減額	29年度増減額
受取利息	▲10	▲8
うち預金	▲5	1
うち有価証券等	0.7	6
うち貸出金	▲6	▲15
支払利息	▲5	▲2
うち貯金	▲4	▲0.8
うち借入金	▲0.5	▲1
差引	▲16	▲10

注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

	28年度		29年度		増減
流動性貯金	17,467	(36.4)	17,584	(35.7)	116
定期性貯金	30,338	(63.3)	31,511	(64.1)	1,172
その他の貯金	57	(0.1)	49	(0.1)	▲8
計	47,864	(100.0)	49,146	(100.0)	1,281
合計	47,864	(100.0)	49,146	(100.0)	1,281

注)

1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. ()内は構成比です。

▼定期貯金残高

(単位：百万円、%)

	28年度	29年度	増減
定期貯金	30,287 (100.0)	31,355 (100.0)	1,067
うち固定自由金利定期	30,286 (99.9)	31,353 (99.9)	1,067
変動自由金利定期	1 (0.0)	1 (0.0)	0

注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

注3) ()内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

	28年度	29年度	増減
手形貸付	73	69	▲3
証書貸付	6,433	6,368	▲65
当座貸越	499	477	▲21
金融機関貸付	672	672	—
合計	7,678	7,587	▲91

▼貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円、%)

	28年度	29年度	増減
固定金利貸出	5,587 (71.8)	5,095 (68.9)	▲491
変動金利貸出	1,689 (21.7)	1,803 (24.3)	114
その他	502 (6.4)	494 (6.6)	▲7
合計	7,778 (100.0)	7,393 (100.0)	▲385

注) () 内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	28年度	29年度	増減
貯金等	154	124	▲29
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	164	147	▲16
その他担保物	159	135	▲24
計	478	407	▲70
農業信用基金協会保証	3,168	2,848	▲320
その他保証	1,584	1,637	53
計	4,752	4,485	▲267
信用	2,547	2,500	▲47
合計	7,778	7,393	▲385

▼債務保証見返額の担保別内訳

該当する取引はありません

▼貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

	28年度	29年度	増減
農業経営近代化資金	46	34	▲12
制度資金	543	430	▲112
農業資金	444	491	47
うち農業施設資金	85	87	2
うち農業運転資金	359	404	45
事業資金	1,815	1,752	▲63
うち事業施設資金	163	154	▲9
うち事業運転資金	1,652	1,598	▲54
生活資金	3,849	3,698	▲150
うち住宅関連資金	3,393	3,245	▲147
うち生活関連資金	456	453	▲2
その他資金	1,078	984	▲94
合計	7,778	7,393	▲385

▼業種別の貸出金残高

(単位：百万円、%)

	28年度	29年度	増減
農業	1,421 (18.2)	1,120 (15.1)	▲301
林業	12 (0.1)	16 (0.2)	3
水産業	1 (0.0)	1 (0.0)	—
製造業	444 (5.7)	426 (5.7)	▲17
鉱業	1 (0.0)	1 (0.0)	—
建設業	525 (6.7)	517 (6.9)	▲8
電気・ガス・熱供給・水道業	84 (1.0)	94 (1.2)	10
運輸・通信業	236 (3.0)	228 (3.0)	▲7
卸売・小売業・飲食店	253 (3.2)	251 (3.4)	▲1
金融・保険業	680 (8.7)	682 (9.2)	1
不動産業	0 (0.0)	102 (1.3)	102
サービス業	1,037 (13.3)	978 (13.2)	▲59
地方公共団体	1,791 (23.0)	1,734 (23.4)	▲57
その他	1,286 (16.5)	1,237 (16.7)	▲48
合計	7,778 (100.0)	7,393 (100.0)	▲385

注) () 内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	28年度	29年度	増 減
農業			
穀作	35	33	▲1
野菜・園芸	57	46	▲10
果樹・樹園農業	500	374	▲125
工芸作物	0.7	3	2
養豚・肉牛・酪農	291	285	▲5
養鶏・養卵	36	28	▲7
養蚕	—	—	—
その他農業	100	127	26
農業関連団体等	—	—	—
合 計	1,022	900	▲121

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	28年度	29年度	増 減
プロパー資金	157	163	5
農業制度資金	864	737	▲126
農業近代化資金	53	37	▲16
その他制度資金	810	700	▲110
合 計	1,022	900	▲121

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません

●リスク管理債権残高

(単位：百万円)

	28年度	29年度	増減
破綻先債権額	—	0.3	0.3
延滞債権額	582	388	▲194
3ヶ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	7	7
合計	582	395	▲186

注)

- 破綻先債権：元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいいます。
- 延滞債権：未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものをいいます。
- 3ヶ月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金（注1、2に掲げるものを除く。）をいいます。
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利になる取決めを行った貸出金（注1、2、3に掲げるものを除く。）をいいます。

●金融再生法債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保・保証	引当	合計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	前年度	25	15	9	25
	当年度	13	9	3	13
危険債権	前年度	556	529	26	555
	当年度	375	351	24	375
要管理債権	前年度	—	—	—	—
	当年度	7	7	—	7
小計	前年度	582	545	36	581
	当年度	395	367	27	395
正常債権	前年度	7,205			
	当年度	7,007			
合計	前年度	7,787			
	当年度	7,403			

注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当組合は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権：経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
- 要管理債権：3か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権
- 正常債権：上記以外の債権

● 経営諸指標

▼ 利益率

(単位：%)

	28年度	29年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.14	▲0.04
資本経常利益率	4.95	3.73	▲1.22
総資産当期純利益率	0.09	▲0.01	▲0.10
資本当期純利益率	2.50	▲0.35	▲2.85

▼ 貯貸率・貯証率

(単位：%)

		28年度	29年度	増減
貯貸率	期末	16.26	15.04	▲1.22
	期中平均	16.04	15.43	▲0.61
貯証率	期末	3.20	5.22	2.02
	期中平均	2.60	4.11	1.51

● 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	28年度					29年度				
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その 他				目的 使用	その 他	
一般貸倒引当金	25	26	/	25	26	26	24	/	26	24
(うち信用事業)	24	25	/	24	25	25	24	/	25	24
(うち共済事業)	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0
(うち購買事業)	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0
(うち販売事業)	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0
個別貸倒引当金	44	43	—	44	43	43	31	—	43	31
(うち信用事業)	36	36	—	36	36	36	27	—	36	27
(うち購買事業)	8	6	—	8	6	6	3	—	6	3
(うち販売事業)	—	0	—	—	0	0	0	—	0	0
合 計	70	69	—	70	69	69	56	—	69	56

●貸出金償却の額

該当する事項なし

●内国為替取扱実績

(単位：千円)

種類		28年度		29年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	16,030	89,063	16,556	88,059
	金額	8,813,186	14,855,766	8,636,664	15,440,416
代金取立為替	件数	26	2	18	1
	金額	43,864	6,304	20,927	3,004
雑為替	件数	1,631	849	1,698	886
	金額	2,308,160	1,757,415	1,832,420	1,474,691
合計	件数	17,687	89,914	18,272	88,946
	金額	11,165,210	16,619,485	10,490,012	16,918,112

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	28年度	29年度	増減
国債	—	—	—
地方債	505	500	▲5
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
社債	—	—	—
株式	—	—	—
その他の証券	740	1,523	782
合計	1,245	2,023	777

注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当はありません。

▼有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合 計
平成28年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債					199	332		531
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券				226	772			998
平成29年度								
国債	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債				212		337		549
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券				114	1,900			2,014

●有価証券等の時価情報等

(1) 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当する商品はありません

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

	種 類	28年度			29年度		
		貸借対照表計上額	時 価 差 額		貸借対照表計上額	時 価 差 額	
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	地 方 債	199,913	214,260	14,346	—	—	—
	合 計	199,913	214,260	14,346	—	—	—

[その他有価証券]

(単位：千円)

	種 類	28年度			29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えるもの	地方債	332,030	300,000	32,030	550,310	499,925	50,384
	その他の証券	327,060	300,000	27,060	1,430,780	1,400,000	30,780
	小計	659,090	600,000	59,090	1,981,090	1,899,925	81,164
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えないもの	その他の証券	671,350	700,000	▲28,650	584,470	600,000	▲15,530
	小計	671,350	700,000	▲28,650	584,470	600,000	▲15,530
合 計		1,330,440	1,300,000	30,440	2,565,560	2,499,925	65,634

(2) 金銭の信託の時価情報

該当する商品はありません

● 共済取扱実績

▼ 長期共済保有高

(単位：千円)

	28年度		29年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
終身共済	2,747,570	47,081,438	656,838	45,274,616
定期生命共済	—	8,000	—	8,000
養老生命共済	1,010,317	16,573,033	137,700	14,541,828
うち こども共済	184,900	4,319,800	114,700	4,089,000
医療共済	39,500	628,050	5,000	626,550
がん共済	—	182,000	—	177,000
定期医療共済	—	574,400	—	519,700
介護共済	83,802	207,536	8,254	211,791
年金共済	—	21,000	—	21,000
建物更生共済	6,995,560	118,965,546	21,679,010	118,630,276
合 計	10,876,751	184,241,005	22,486,803	180,010,762

注)

- 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。
- こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：千円)

	28年度		29年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2,502	19,553	639	19,570
がん共済	324	3,720	189	3,795
定期医療共済	—	1,266	—	1,162
合 計	2,826	24,539	829	24,527

注) 1. 金額は、入院共済金額を表示しています。

▼介護共済の介護共済金額保有高

(単位：千円)

	28年度		29年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	124,916	359,576	15,200	357,897

注) 1. 金額は、介護共済金額を表示しています。

▼年金共済の年金保有高

(単位：千円)

	28年度		29年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	24,611	528,652	45,098	545,277
年金開始後	—	294,270	—	271,893
合 計	24,611	822,923	45,098	817,171

注) 1. 金額は、年金年額（利率変動型年金にあつては、最低保証年金額）を表示しています。

▼短期共済新契約高

(単位：千円)

	28年度	29年度
火災共済	5,471	5,393
自動車共済	235,365	234,629
傷害共済	806	771
団体定期生命共済	237	275
定額定期生命共済	—	—
賠償責任共済	5	5
自賠責共済	101,392	95,585
合 計	343,279	336,660

注) 金額は、共済掛金額を表示しております。

●購買事業品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		28年度		29年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	217,828	37,601	211,586	35,667
	飼料	95,366	2,474	96,094	2,439
	農業機械	110,479	16,777	107,868	18,578
	農薬	253,745	33,667	254,077	32,622
	その他	176,837	27,477	197,257	28,838
	小計	854,256	117,998	866,882	118,144
生活物資	米	26,449	4,288	20,124	3,899
	生鮮食品	120,383	24,592	12,985	4,771
	一般食品	74,724	13,455	58,116	9,558
	衣料品	2,229	381	2,257	391
	耐久消費財	38,422	6,370	42,070	6,322
	日用保健雑貨	12,607	2,264	12,781	2,239
	石油類	304,307	38,423	323,626	37,584
	LPガス	71,859	52,839	69,827	48,387
	その他	221,333	50,942	324,965	73,631
小計	872,318	193,558	866,751	186,782	
合計		1,726,575	311,556	1,733,640	304,932

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

(単位：千円)

種類		28年度		29年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		27,983	881	27,649	973
米を除く農林産物	麦	39	4	7	1
	野菜	8,480	296	13,035	351
	果実	1,790,920	34,683	1,785,335	34,427
	その他農林産物	359,499	54,122	397,585	59,844
	小計	2,158,938	89,106	2,195,963	94,623
畜産物	肉用牛	129,834	1,298	125,029	1,250
	小計	129,834	1,298	125,029	1,250
合計		2,316,756	91,286	2,348,642	96,846

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

該当する事項なし

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	28年度		29年度	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	1,699,569		1,726,911	
うち、出資金及び資本準備金の額	769,633		777,921	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	937,027		958,098	
うち、外部流出予定額 (△)	3,773		3,787	
うち、上記以外に該当するものの額	▲3,317		▲5,321	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	26,704		24,847	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	26,704		24,847	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	163,771		128,250	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	1,890,045		1,880,009	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	3,503		4,648	
うち、のれんに係るものの額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	3,503		4,648	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—

項 目	28年度		29年度	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに 関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資 産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連 するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3,503		4,648	
自己資本				
自己資本の額（(イ)－(ロ)） (ハ)	1,886,541		1,875,360	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	15,485,857		15,280,405	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額 の合計額	▲981,299		▲1,027,416	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシ ング・ライツに係るものを除く）	2,335		1,162	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲1,503,545		▲1,503,579	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係 るものの額	519,909		475,000	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除し て得た額	1,987,985		1,945,877	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	17,473,843		17,226,283	
自己資本比率				
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	10.79		10.88	

- 注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット	28年度			29年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	994,369	—	—	2,006,870	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,294,587	—	—	2,237,451	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	37,666,517	7,533,303	301,332	38,364,459	7,672,891	306,915
法人等向け	90,105	42,817	1,712	58,097	33,861	1,354
中小企業等向け及び個人向け	598,972	305,382	12,215	591,767	296,645	11,865
抵当権付住宅ローン	1,275,737	444,177	17,767	1,275,084	443,382	17,735
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	15,052	8,085	323	12,800	12,263	490
信用保証協会等保証付	3,171,754	311,854	12,474	2,851,138	280,282	11,211
共済約款貸付	31,535	—	—	26,775	—	—
出資等	192,024	192,024	7,680	192,024	192,024	7,680
他の金融機関等の対象資本調達手段	1,663,090	4,157,725	166,309	1,663,113	4,157,782	166,311
特定項目のうち調整項目に算入されないもの	79,694	199,236	7,969	75,504	188,762	7,550
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるもの	—	▲981,299	▲39,251	—	▲1,027,416	▲41,096
上記以外	3,582,458	3,272,550	130,902	3,350,338	3,029,925	121,197
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
信用リスク・アセットの額の合計額	51,655,900	15,485,857	619,434	52,705,425	15,280,405	611,216
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		1,987,985	79,519	1,945,877		77,835
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
		17,473,843	698,953	17,226,283		689,051

注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入・不算入となるもの」とは、他の金融機関等の対象資本調達手段、コア資本に係る調整項目（無形固定資産、前払年金費用、繰延税金資産等）および土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したもの、不算入としたものが該当します。
7. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び3ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

	28年度					29年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	3ヵ月以上延滞エクスポージャー
国内	51,655,900	7,791,823	1,495,025		15,052	52,705,425	7,411,482	2,507,538	—	12,800
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	51,655,900	7,791,823	1,495,025		15,052	52,705,425	7,411,482	2,507,538	—	12,800
法人	農業	597,189	597,189	—	—	461,873	461,873	—	—	—
	林業	1,808	1,808	—	—	1,518	1,518	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	39,329,607	676,110	—	—	40,027,572	680,480	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	19,723	19,723	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	3,288,956	1,793,930	1,495,025	—	4,244,321	1,736,783	2,507,538	—	—
	上記以外	235,622	37,875	—	—	232,252	33,596	—	—	—
個人	4,724,516	4,684,907	—	—	30,104	4,512,137	4,477,507	—	—	12,800
その他	3,478,198	—	—	—	—	3,206,025	—	—	—	—
業種別残高計	51,655,900	7,791,823	1,495,025	—	30,104	52,705,425	7,411,482	2,507,538	—	12,800
1年以下	38,229,247	566,840	—	—		38,885,332	529,330	—	—	
1年超3年以下	205,111	205,111	—	—		172,940	172,940	—	—	
3年超5年以下	277,245	277,245	—	—		247,396	247,396	—	—	
5年超7年以下	255,770	255,770	—	—		796,954	596,456	200,498	—	
7年超10年以下	1,090,729	890,242	200,486	—		541,744	541,744	—	—	
10年超	5,677,194	5,377,023	300,170	—		5,401,844	5,101,674	300,170	—	
期限の定めのないもの	5,920,603	219,589	994,369	—		6,659,212	221,939	2,006,870	—	
残存期間別残高計	51,655,900	7,791,823	1,495,025	—		52,705,425	7,411,482	2,507,538	—	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バラ

ンスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区 分	28年度						29年度						
	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	個別貸倒引当金					貸出 金償 却	
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高		
目的 使用			その 他	目的 使用		その 他							
国 内	44,560	43,037	—	44,560	43,037	—	43,037	31,965	—	43,037	31,965	—	
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別計	44,560	43,037	—	44,560	43,037	—	43,037	31,965	—	43,037	31,965	—	
法 人	農業	25,296	26,169	—	25,296	26,169	—	26,169	24,235	—	26,169	24,235	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	19,264	16,867	—	19,264	16,867	—	16,867	7,729	—	16,867	7,729	—
業種別計	44,560	43,037	—	44,560	43,037	—	43,037	31,965	—	43,037	31,965	—	

(4) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

		28年度			29年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウエイト 0%	—	3,837,200	3,837,200	—	4,767,502	4,767,502
	リスク・ウエイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウエイト 10%	—	3,118,544	3,118,544	—	2,802,821	2,802,821
	リスク・ウエイト 20%	—	37,744,727	37,744,727	—	38,463,481	38,463,481
	リスク・ウエイト 35%	—	1,269,078	1,269,078	—	1,266,807	1,266,807
	リスク・ウエイト 50%	—	8,126	8,126	—	3,338	3,338
	リスク・ウエイト 75%	—	395,671	395,671	—	376,075	376,075
	リスク・ウエイト 100%	—	4,728,566	4,728,566	—	4,426,796	4,426,796
	リスク・ウエイト 150%	—	5,446	5,446	—	8,169	8,169
	リスク・ウエイト 200%	—	991,090	991,090	—	991,090	991,090
	リスク・ウエイト 250%	—	79,694	79,694	—	75,504	75,504
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウエイト 1250%		—	—	—	—	—	—
計		—	52,178,146	52,178,146	—	53,181,588	53,181,588

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したのものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	28年度			29年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジッ トデリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	21,119	—	—	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	17,836	71,138	—	12,642	85,202	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	1,349	—	—	7,187	—
合 計	38,955	72,488	—	12,642	92,390	—

注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをい
い、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞してい
る債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等
向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二
以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に
かかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央
政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定
資産等）が含まれます。
5. 「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避
したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）と
の間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買
い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	28年度		29年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	1,183,114	1,183,114	1,183,114	1,183,114
合計	1,183,114	1,183,114	1,183,114	1,183,114

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項なし

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する事項なし

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する事項なし

●金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

- ・ 保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で計測される金利変動の 1 パーセント値と 99 パーセント値により金利リスク量として定期的に算出しています。
- ・ 要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の 50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

算出した金利リスク量は定期的に経営層に報告するとともに、四半期ごとにALM委員会および理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

(2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	28年度	29年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	▲60	▲21

19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況

●連結グループの概況

三重南紀農業協同組合のグループは、当組合及び子会社（株式会社オレンジアグリ）で構成されています。



当組合の子会社（株式会社オレンジアグリ）については、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

●子会社の状況

名 称	株 式 会 社 オ レ ン ジ ア グ リ
主たる事務所の所在地	三重県南牟婁郡御浜町大字下市木2281番地の2
資 本 金	5,000千円(100株)
事 業 の 内 容	1.農産物の生産販売 2.農作業受託
設 立 年 月 日	平成27年10月1日
組 合 議 決 権 保 有 割 合	100%

20. 役員等の報酬体系

●役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	33,488	3,257

(注1) 対象役員は、経営管理委員21名、理事5名、監事5名です。

(注2) 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額及び報酬総額の最高限度額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

(1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当するものはおりませんでした。

(注1) 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2) 「同等額」は、平成29年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

